

畑作物共済引受要綱

制定：平成30年7月27日付け30経営第1044号農林水産省経営局長通知
 改正：平成31年1月17日付け30経営第2285号農林水産省経営局長通知
 改正：令和元年5月24日付け元経営第194号農林水産省経営局長通知
 改正：令和元年11月12日付け元経営第1609号農林水産省経営局長通知
 改正：令和2年4月1日付け元経営第3122号農林水産省経営局長通知
 改正：令和2年12月25日付け2経営第2427号農林水産省経営局長通知
 改正：令和4年6月24日付け4経営第951号農林水産省経営局長通知
 改正：令和6年7月8日付け6経営第904号農林水産省経営局長通知
 改正：令和6年8月14日付け6経営第1152号農林水産省経営局長通知
 改正：令和7年2月13日付け6経営第2421号農林水産省経営局長通知

【 略語とその定義一覧 】

略 語	定 義
法	農業保険法（昭和22年法律第185号）
施行令	農業保険法施行令（平成29年政令第263号）
規則	農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）
事業規程等	事業規程又は共済事業の実施に関する条例
準則	畑作物共済基準収穫量等設定準則（平成30年3月28日農林水産省告示第654号）
類区分	共済目的の種類（農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき品種、栽培方法、蚕期等に応じて区分を定めたときは、その定めた区分）
全相殺方式	基準収穫量に補償割合を乗じて得た数量に単位当たり共済金額を乗じて得た金額を共済金額とする共済関係であって、組合員等ごとに、基準収穫量からその年産における収穫量を差し引いて減収量を算定するもの
帳簿全相殺方式	確定申告関係書類を用いて収穫量を確認する全相殺方式
確定申告関係書類	規則第140条第6項第3号に規定する書類及び同号に規定する帳簿その他の収穫量を明らかにするために組合等が提出を求めた関係書類
半相殺方式	基準収穫量に補償割合を乗じて得た数量に単位当たり共済金額を乗じて得た金額を共済金額とする共済関係であって、耕地ごとに、その年産における当該耕地の収穫量が耕地別基準収穫量に達しない場合におけるその差に相当する数量を、組合員等ご

	とに合計して減収量を算定するもの
地域インデックス方式	基準収穫量に補償割合を乗じて得た数量に単位当たり共済金額を乗じて得た金額を共済金額とする共済関係であって、統計単位地域ごとに、その年産の統計単収が基準単収を下回る場合におけるその差に相当する10アール当たり数量に、当該統計単位地域内に存する当該組合員等の耕地の面積を乗じて減収量を算定するもの
災害収入共済方式	茶について、基準生産金額に補償限度割合を乗じて得た金額（共済限度額）の範囲内で申込者が申し出た金額を共済金額とする共済関係であって、組合員等ごとに、共済事故によりその年産における価格の程度により調整を加えた収穫量が基準収穫量を下回る場合に、共済限度額からその年産における生産金額を差し引いて生産金額の減少額を算定するもの
基準単収	10アール当たり基準収穫量
統計単位地域	統計単収が都道府県別に公表される農作物にあつては都道府県、市町村別に公表される農作物にあつては市町村の区域
統計単収	作物統計調査規則（昭和46年農林省令第40号）第4条第3項の収穫量調査に基づく10アール当たりの作物の種類別収穫量
共済責任期間による種別	桑の発芽期前の日から共済責任期間が開始する蚕繭に係る畑作物共済とその他の蚕繭に係る畑作物共済との別
申込者	法第152条の規定により共済関係の成立の申込みをした者
組合員等	農業共済組合若しくは全国連合会の組合員又は共済事業を行う市町村との間に共済関係の存する者
畑作物共済資格団体	畑作物共済の共済目的の種類とされている農作物又は蚕繭につき栽培又は養蚕の業務を営む者のみが構成員となっている法第20条第2項に規定する農業共済資格団体
全相殺方式資格者	次に掲げる者 1 類区分ごとに、その者が栽培する農作物に係る収穫物のおおむね全量を法第133条第1項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者 2 類区分ごとに、その者が栽培する農作物に係る収穫量がその者の青色申告書（規則第87条第3項第2号に規定する青色申告書をいう。以下同じ。）及びその関係書類により適正に確認できる者 3 類区分ごとに、その者が栽培する大豆、小豆又はいんげんに係る収穫量が、確定申告関係書類により適正に確認できる者（当該者として、これらの書類に不実の記載をしたことその他の不正な行為をしたことにより、法第134条において準用する保険法（平成20年法律第56号）第30条の規定により畑作

	物共済の共済関係を解除されたことがある者を除く。)
災害収入共済方式資格者	類区分ごとに、その者が栽培する農作物に係る収穫物のおおむね全量を原則として過去5年間において法第133条第1項の規定による資料の提供につき協力が得られる者に出荷しており、かつ、今後も当該収穫物のおおむね全量を当該資料の提供につき協力が得られる者に出荷することが確実であると見込まれる者又は農作物に係る収穫量及び価格がその者の青色申告書等により適正に確認できる者
農林水産大臣が定める単位当たり共済金額	規則第144条第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める二以上の金額
出荷団体等	農業協同組合、製糖工場、でん粉加工工場、製糸業者等
青色申告書等	青色申告書及び受払帳簿その他の収穫量を明らかにするために組合等が提出を求めた関係書類
畑作物の直接支払交付金	経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第1の1の（2）の畑作物の直接支払交付金
交付農業者	経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1の1の（2）の畑作物の直接支払交付金の交付を申請し、かつ、その交付を受ける者（共済事故によって生じた損害その他の組合員等の責めに帰することができない事由により当該交付金の交付を受けることができない者を含む。）
数量払単価	経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1の1の（2）の②のウの（ア）及び（イ）の交付単価
畑作物収量等級	組合等が定める農作物（茶及びホップを除く。）の耕地ごとの平年収穫量に準拠した収量及びその収量の耕地間の序列を表す等級
面積払	経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1の1の（2）の①の面積払
数量払	経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1の1の（2）の①の数量払
免税交付農業者	交付農業者のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除されるものに対する数量払単価が適用されるもの
課税交付農業者	交付農業者のうち、免税交付農業者以外のもの
機構	独立行政法人農畜産業振興機構
畑作物政府保険区分	特定組合等と政府との保険関係の区分であって、災害収入共済方式及びその他の引受方式の別から成るもの
畑作物再保険区分	都道府県連合会と政府との再保険関係の区分であって、災害収入

	共済方式及びその他の引受方式の別から成るもの
組合等	農業共済組合、共済事業を行う市町村又は全国連合会
県域組合	都道府県の区域をその区域とする農業共済組合
特定組合	法第73条第4項に規定する特定組合
特定組合等	特定組合又は全国連合会
都道府県連合会	都道府県の区域をその区域とする農業共済組合連合会
全国連合会	全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会
経営局長	農林水産省経営局長

目 次

第1章 通則	1
第1節 目的	1
第2節 共済目的の種類	1
第3節 加入資格者	1
第4節 共済関係の成立等	1
第5節 共済責任期間	4
第6節 類区分及び引受方式等	5
第7節 引受面積等	11
第8節 基準収穫量、耕地別基準収穫量及び基準収繭量	11
第9節 災害収入共済方式の基準生産金額及び基準収穫量	24
第10節 共済金額	31
第11節 共済掛金等	38
第12節 共済掛金等の払込期限	39
第13節 共済掛金等に関する権利の消滅時効	40
第14節 共済掛金等の相殺の制限	40
第15節 異動通知	40
第16節 危険の減少	40
第17節 共済関係の存続	41
第18節 共済関係に関する権利義務の承継	41
第19節 業務の委託	41
第2章 引受事務	41
第1節 組合等の引受事務	41
第2節 都道府県連合会の引受事務	53
書類様式目録	59

第1章 通則

第1節 目的

この要綱は、法、施行令、規則及び準則に基づく畑作物共済の引受業務を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

第2節 共済目的の種類

畑作物共済の共済目的の種類は、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん（手亡類、金時類、うずら類、大福類及びとら豆類のいんげん並びにべにばないんげん以外のものの品種に属するいんげんを除く。）、てん菜（専ら製糖用に供するため栽培される品種以外の品種に属するてん菜を除く。）、さとうきび、茶（冬芽の生長停止期から一番茶の収穫をするに至るまでのものに限る。）、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ及び蚕繭である。ただし、法第98条第1項第7号の特定園芸施設（気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設（当該施設に附属する設備を含む。）を除く。）を用いて栽培される農作物を除く。

第3節 加入資格者

- (1) 畑作物共済への加入資格を有する者（以下「加入資格者」という。）は、農業共済組合若しくは全国連合会の組合員又は共済事業を行う市町村の畑作物共済資格者である。
- (2) 畑作物共済に関する組合員資格で農業共済組合又は全国連合会の組合員となることができる者は、農業共済組合にあっては当該農業共済組合の区域内に住所を有する者、全国連合会にあっては畑作物共済の実施区域内に住所を有する者であって、かつ、定款に定める共済目的の農作物又は蚕繭につき栽培又は養蚕の業務を営む者のうち当該農作物に係る類区分ごとの栽培面積が5アールを下回らず30アールを超えない範囲内（北海道にあっては30アールを下回らず1ヘクタールを超えない範囲内）又は当該蚕繭に係る類区分ごとの掃立量が0.25箱を下回らず2箱を超えない箱数の範囲内で当該農業共済組合又は当該全国連合会が定款で定める面積又は箱数以上であるものである。
- (3) 畑作物共済資格者とは、共済事業を行う市町村の当該事業実施区域内に住所を有し、かつ、条例に定める共済目的の農作物又は蚕繭につき栽培又は養蚕の業務を営む者であって当該農作物に係る類区分ごとの栽培面積が5アールを下回らず30アールを超えない範囲内又は当該蚕繭に係る類区分ごとの掃立量が0.25箱を下回らず2箱を超えない箱数の範囲内で当該市町村が条例で定める面積又は箱数以上であるものである。

第4節 共済関係の成立等

第1 共済関係の成立

- (1) 畑作物共済の共済関係は、共済目的の種類ごと及び年産ごとに、加入資格者が栽培又は養蚕を行う畑作物共済の共済目的たる農作物又は蚕繭（次に掲げる事由に該当する農作物又は蚕繭を除く。）の全てを畑作物共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによって、成立する。
- ア 類区分ごとの栽培面積が5アールに達しない農作物であること又は類区分ごとの蚕種の掃立量が0.25箱に達しない蚕繭であること。
 - イ 共済事故の発生が相当の確実さをもって見通されること。
 - ウ 当該農作物に係る基準収穫量若しくは当該蚕繭に係る基準収繭量又は基準生産金額の適正な決定が困難であること。
 - エ 当該農作物又は蚕繭に係る損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。
 - オ 当該農作物（大豆を除く。）に係る収穫物が未成熟のまま収穫されることその他当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、若しくは行われぬおそれがあること又は当該蚕繭につき通常の桑葉の肥培管理若しくは蚕児の飼育管理が行われず、若しくは行われぬおそれがあること。
 - カ 当該農作物の作付けが組合等が定める作付基準に適合しないこと。
- (2) 組合等は、申込者から畑作物共済の申込みがあった場合において、共済目的の種類ごと又は一括加入区分（法第152条第2項の区分をいう。）ごとに、当該申込みに係る農作物又は蚕繭が、その者が栽培又は養蚕を行う畑作物共済の共済目的たる農作物又は蚕繭（（1）のアからカまでに該当するものを除く。）の全てでない場合は、当該申込みの承諾を拒むものとする。

第2 自動継続特約

組合等は、畑作物共済の申込みの承諾の際、申込者からの申出により、翌年以降の年産の農作物又は蚕繭について申込期間が終了するまでに当該申込者から畑作物共済の申込みをしない旨の意思表示がないときにおいて当該畑作物共済の申込みがあったとする旨の特約（以下「自動継続特約」という。）をすることができる。

第3 共済関係の解除

1 告知義務違反による解除

- (1) 組合等は、畑作物共済の申込みの当時、畑作物共済の共済関係が成立することにより填補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち組合等が告知を求めたものについて、申込者が、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該畑作物共済の共済関係を解除することができる。
- (2) 組合等は、（1）の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、共済関係を解除することができない。
- ア 畑作物共済の申込みの承諾の当時において、当該組合等が（1）の事実を知

り、又は過失によって知らなかったとき。

イ 組合等のために共済関係の成立のための行為の媒介を行うことができる者（組合等のために共済関係の成立のための行為の代理を行うことができる者を除く。以下「共済媒介者」という。）が、申込者が（１）の事実の告知をすることを妨げたとき。

ウ 共済媒介者が、申込者に対し、（１）の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。

（３）（２）のイ及びウの規定は、当該規定による共済媒介者の行為がなかったとしても申込者が（１）の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。

（４）（１）の規定による解除権は、組合等が（１）の規定による解除の原因があることを知った時から１か月間行使しないときは、消滅する。畑作物共済の申込みの承諾の時から６か月を経過したときも、同様とするものとする。

2 共済掛金不払の場合の共済関係の解除

申込者が正当な理由がないのに第12節第1の（１）から（３）までの組合員等負担共済掛金の払込みを遅滞したとき又は組合等が定める組合員等負担共済掛金の分納の規定に違反して第1回目の組合員等負担共済掛金の払込みを遅滞したときは、組合等は、当該畑作物共済の共済関係を解除するものとする。

3 重大事由による解除

組合等は、次に掲げる事由がある場合には、畑作物共済の共済関係を解除するものとする。

ア 組合員等が、組合等に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

イ 組合員等が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、組合等の組合員等に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由

4 解除の効力

（１）畑作物共済の共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

（２）組合等は、次に掲げる規定により共済関係の解除をした場合には、当該規定に定める損害を填補する責任を負わない。

ア 1の（１）の告知義務違反による解除の場合

解除がされた時までに発生した共済事故による損害。ただし、1の（１）の事実に基づかずに発生した共済事故による損害については、この限りでない。

- イ 2の共済掛金不払の場合の共済関係の解除の場合
解除がされた時までに発生した共済事故による損害
- ウ 3の重大事由による解除の場合
3のアからウまでに掲げる事由が生じたときから解除がされた時までに発生した共済事故による損害

第4 共済関係の無効の場合の効果

組合等は、共済関係の無効若しくは失効の場合又は組合等が共済金支払の責任を免れる場合においても、既に受け取った組員等負担共済掛金を返還しない。ただし、無効の場合において、組員等が善意であって、かつ、重大な過失がなかったときは、この限りでない。

第5 保険関係の成立

都道府県連合会の会員たる組合等と加入資格者との間に畑作物共済の共済関係が存するときは、都道府県連合会と会員との間に、当該共済関係につき畑作物共済に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

第6 保険関係の無効の場合

次の場合には、都道府県連合会と会員たる組合等との保険関係の全部若しくは一部は無効となり、又は失効する。

- ア 都道府県連合会の会員たる組合等の有する共済関係が無効となり又は失効したとき。
- イ 都道府県連合会の会員たる組合等がその資格を喪失したとき。

第5節 共済責任期間

第1 農作物（茶を除く。）の共済責任期間

1 共済責任期間の始期

共済責任期間の始期は、発芽期（移植をする場合にあっては、移植期）である。この場合の発芽期とは、その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常の収穫量を期待し得る播種期間において播種されたものが通常発芽する時期をいい、移植期とは、その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常の収穫量を期待し得る移植期間をいう。

なお、さとうきびにおける発芽期とは、新植するものにおいてはその地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常の収穫量を期待し得る植付期間に植え付けられたものが通常発芽する時期、株出しをするものにおいてはその地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常の収穫適期に収穫された株から通常発芽する時期をいい、ホップにおける発芽期とは、新植するものにおいてはその地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常の収穫量を期待

し得る植付期間に植え付けられたものが通常発芽する時期、新植するもの以外のものにあってはその地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常発芽する時期をいう。

2 共済責任期間の終期

共済責任期間の終期は、収穫をする時である。この場合の収穫とは、収穫の適期に刈り取り又は掘り取り、ほ場より搬出することである。ただし、ほ場乾燥中又はほ場堆積中の共済目的については、通常の乾燥期間又は堆積期間に限り、共済責任期間内にあるものとする。

第2 茶の共済責任期間

1 共済責任期間の始期

共済責任期間の始期は、冬芽の生長停止期である。この場合の冬芽の生長停止期とは、その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常冬芽の生長が停止する時期をいう。

2 共済責任期間の終期

共済責任期間の終期は、一番茶を収穫する時である。この場合の収穫とは、収穫の適期に刈り取り又は摘み取り、園地より搬出することである。

第3 蚕繭の共済責任期間

1 共済責任期間の始期

共済責任期間の始期は、発芽期である。この場合の発芽期とは、春蚕繭については春蚕用桑の発芽期であり、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭については夏秋蚕専用桑を使用する場合にはその桑の発芽期、春夏秋蚕兼用桑を使用する場合には夏秋蚕用桑の発芽期である。

ただし、農林水産大臣が規則第152条第3号の規定により桑の発芽期前の日を定めた地域及び類区分については、その農林水産大臣が定めた日である。

2 共済責任期間の終期

共済責任期間の終期は、収繭をする時である。この場合の収繭とは、類区分ごとに、それぞれ繭をまぶしから取り外し、毛羽取り及び選繭することをいう。

第6節 類区分及び引受方式等

第1 ばれいしょ、大豆、いんげん、てん菜、茶、そば、スイートコーン及び蚕繭の類区分並びに引受方式

1 類区分

(1) ばれいしょ、大豆、いんげん、てん菜、茶、そば、スイートコーン及び蚕繭の類区分は、2の表の第1欄に掲げる共済目的の種類につき、次のアからエまでに掲げる場合に応じ、当該アからエまでに定める同表の第2欄に掲げる加入区分ごとに、それぞれ当該加入区分に属する同表の第3欄に掲げる区分のとおりとする。

ア 地域インデックス方式及び災害収入共済方式以外の引受方式を選択する場合
(イに掲げる場合を除く。) 第1区分

イ 帳簿全相殺方式を選択する場合 第2区分

ウ 地域インデックス方式を選択する場合 第3区分

エ 災害収入共済方式を選択する場合 第4区分

(2) 蚕繭における春蚕繭、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭については、それぞれ別表1に掲げる掃立期日、前期に係る春蚕繭、後期に係る春蚕繭、夏蚕期に係る初秋蚕繭、初秋蚕期に係る初秋蚕繭、晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭及び晩晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭については、それぞれ別表2に掲げる掃立期日により区分する。

2 引受方式

(1) ばれいしょ、大豆、いんげん、てん菜、茶、そば、スイートコーン及び蚕繭の引受方式は、次の表の第1欄に掲げる共済目的の種類(蚕繭にあつては、同欄に定める区分)につき、同表の第3欄に掲げる類区分ごとに、それぞれ同表の第4欄に掲げる引受方式の中から申込者が選択したものとする。

(2) 全相殺方式を選択することができるのは全相殺方式資格者、災害収入共済方式を選択することができるのは災害収入共済方式資格者に限る。

第1欄 (共済目的の種類)	第2欄 (加入区分)	第3欄 (類区分)	第4欄 (選択できる引受方式)	
ばれいしょ	第1区分	1類	春植えて、かつ、でん粉加工用であるばれいしょ	全相殺方式
		2類	春植えて、かつ、食品加工用であるばれいしょ	全相殺方式
		3類	春植えて、かつ、種子用であるばれいしょ	全相殺方式
		4類	春植えて、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途	全相殺方式

			であるばれいしよ	
		5類	秋植えて、かつ、でん粉加工用であるばれいしよ	全相殺方式
		6類	秋植えて、かつ、食品加工用であるばれいしよ	全相殺方式
		7類	秋植えて、かつ、種子用であるばれいしよ	全相殺方式
		8類	秋植えて、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしよ	全相殺方式
	第3区分	9類	春期に播種するばれいしよ	地域インデックス方式
		10類	秋期に播種するばれいしよ	地域インデックス方式
大豆	第1区分	1類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆	全相殺方式及び半相殺方式
		2類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆	全相殺方式及び半相殺方式
		3類	乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆	全相殺方式及び半相殺方式
		4類	未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用である大豆	全相殺方式及び半相殺方式
		5類	未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用以外の用途である大豆	全相殺方式及び半相殺方式
	第2区分	1類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆	帳簿全相殺方式

		8類	未成熟子実で収穫される大豆	帳簿全相殺方式
		9類	乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆の品種である大豆	帳簿全相殺方式
	第3区分	6類	乾燥子実で収穫され、かつ、田で耕作する大豆	地域インデックス方式
		7類	乾燥子実で収穫され、かつ、畑で耕作する大豆	地域インデックス方式
		8類	未成熟子実で収穫される大豆	地域インデックス方式
いんげん	第1区分	1類	手亡類の品種のいんげん	全相殺方式及び半相殺方式
		2類	金時類及びうずら類の品種のいんげん	全相殺方式及び半相殺方式
		3類	大福類及びとら豆類の品種のいんげん	全相殺方式及び半相殺方式
		4類	べにばないんげんの品種のいんげん	全相殺方式及び半相殺方式
	第2区分	5類		帳簿全相殺方式
	第3区分	5類		地域インデックス方式
てん菜	第1区分	1類		全相殺方式
	第3区分	2類	田で耕作するてん菜	地域インデックス方式
		3類	畑で耕作するてん菜	地域インデックス方式
茶	第1区分	1類	防霜施設を用いて露地栽培する在来種の茶	半相殺方式
		2類	防霜施設を用いて露地栽培する在来種以外の品種の茶	半相殺方式
		3類	防霜施設を用いず露地栽培する在来種の茶	半相殺方式
		4類	防霜施設を用いず露地栽培する在来種以外の品種の茶	半相殺方式

		5類	被覆栽培する在来種の茶	半相殺方式	
		6類	被覆栽培する在来種以外の品種の茶	半相殺方式	
	第3区分	7類		地域インデックス方式	
	第4区分	7類		災害収入共済方式	
そば	第1区分	1類	夏そば	全相殺方式	
		2類	秋そば	全相殺方式	
	第3区分	3類	田で耕作するそば	地域インデックス方式	
		4類	畑で耕作するそば	地域インデックス方式	
スイートコーン	第1区分	1類	食品加工用であるスイートコーン	全相殺方式	
		2類	食品加工用以外の用途であるスイートコーン	全相殺方式	
	第3区分	3類		地域インデックス方式	
蚕繭	春蚕繭	第1区分		1類	全相殺方式
		第1区分	2類	前期に係る春蚕繭	全相殺方式
			3類	後期に係る春蚕繭	全相殺方式
	初秋蚕繭	第1区分		4類	全相殺方式
		第1区分	5類	夏蚕期に係る初秋蚕繭	全相殺方式
			6類	初秋蚕期に係る初秋蚕繭	全相殺方式
	晩秋蚕繭	第1区分		7類	全相殺方式
		第1区分	8類	晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭	全相殺方式
			9類	晩晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭	全相殺方式

(注)

- (1) 種子用であるばれいしょとは、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センター産の原原種を使用して原種ほにおいて栽培されるばれいしょ又は植物防疫法（昭和25年法律第151号）第13条の規定に基づく検査に合格した原種ほ産の原種を使用して採種ほにおいて栽培されるばれいしょをいう。
- (2) 防霜施設とは、茶の防霜を目的として茶を栽培する園地（以下「園地」という。）に設置された施設（例えば、防霜ファン施設、防霜ネット施設、防霜散水施設等）をいう。
- (3) 被覆栽培とは、園地に被覆施設を設置し、一番茶摘採前の所要時期に化学繊維、よ

しず、むしろ等を用いて茶樹を覆う栽培方法（例えば、玉露、てん茶等を栽培する方法）をいう。

第2 小豆、さとうきび、たまねぎ、かぼちゃ及びホップの類区分及び引受方式

1 類区分

小豆、さとうきび、たまねぎ、かぼちゃ及びホップの類区分は、共済目的の種類とする。

2 引受方式

(1) 小豆、さとうきび、たまねぎ、かぼちゃ及びホップの引受方式は、次の表の左欄に掲げる共済目的の種類に応じ、同表の右欄に掲げる引受方式の中から申込者が選択したものとする。

(2) 全相殺方式を選択することができるのは、全相殺方式資格者に限る。

共済目的の種類	引受方式
小豆	全相殺方式、半相殺方式及び地域インデックス方式
さとうきび、たまねぎ、かぼちゃ	全相殺方式及び地域インデックス方式
ホップ	全相殺方式

第3 補償割合

補償割合は、類区分ごとに、次の表の左欄に掲げる共済目的の種類につき、同表の中欄に掲げる引受方式に応じて、同表の右欄に掲げる補償割合の中から申込者が選択したものとする。

共済目的の種類	引受方式	補償割合
ばれいしょ	全相殺方式及び地域インデックス方式	90%、80%、70%
大豆	全相殺方式及び地域インデックス方式	90%、80%、70%
	半相殺方式	80%、70%、60%
小豆	地域インデックス方式	90%、80%、70%
	全相殺方式	80%、70%、60%
	半相殺方式	70%、60%、50%
いんげん	地域インデックス方式	90%、80%、70%
	全相殺方式	80%、70%、60%
	半相殺方式	70%、60%、50%

てん菜	全相殺方式及び地域インデックス方式	90%、80%、70%
さとうきび	地域インデックス方式	90%、80%、70%
	全相殺方式	80%、70%、60%
茶	地域インデックス方式	90%、80%、70%
	災害収入共済方式	80%、70%、60%
	半相殺方式	70%、60%、50%
そば	地域インデックス方式	90%、80%、70%
	全相殺方式	80%、70%、60%
スイートコーン	地域インデックス方式	90%、80%、70%
	全相殺方式	80%、70%、60%
たまねぎ	地域インデックス方式	90%、80%、70%
	全相殺方式	80%、70%、60%
かぼちゃ	地域インデックス方式	90%、80%、70%
	全相殺方式	80%、70%、60%
ホップ	全相殺方式	80%、70%、60%
蚕繭	全相殺方式	80%、70%、60%

第7節 引受面積等

引受面積は、畦畔などの面積を除いた耕地ごとの栽培面積を基に計算する。うね落とし栽培、間作、混作等の行われている耕地（茶にあっては園地の一部に栽培が行われている園地）については、当該畑作物共済の類区分に係る実利用面積を見積もってその面積とする。

なお、引受面積の計量単位はアールとするが、耕地ごとの面積に0.1アール未満の端数があるときは、四捨五入の方法により端数を整理する。

第8節 基準収穫量、耕地別基準収穫量及び基準収繭量

第1 基準収穫量

(1) 基準収穫量は、年産ごと、申込者ごと及び類区分ごとに、次により算定された数量とする。

ア 全相殺方式

第3の1-1による基準単収 × 栽培面積

イ 半相殺方式

第2の(1)のイで定める耕地別基準収穫量の合計

ウ 地域インデックス方式

次式による統計単位地域ごとの数量を合計したもの

第3の3による基準単収 × 統計単位地域ごとの栽培面積

- (2) 第3の1-1の(1)の資料が得られない場合の全相殺方式に係る基準収穫量は、耕地別基準収穫量の合計とすることができる。

第2 耕地別基準収穫量

- (1) 耕地別基準収穫量は、年産ごと、耕地ごと及び類区分ごとに、次により算定された数量とする。

ア 全相殺方式

第3の1-1による基準単収 × 栽培面積

ただし、第3の1-1の(1)の資料が得られない場合は、第3の2-1による基準単収を用いることができる。

イ 半相殺方式

第3の2-1又は第3の2-2による基準単収 × 栽培面積

- (2) 全相殺方式において、基準単収を耕地ごとに一律に適用することが適当でないと認められる場合における耕地別基準収穫量は、(1)の規定にかかわらず、当該耕地の土地条件、肥培管理、過去の被害実績等を参酌して組合等が定める耕地ごとの基準単収に、当該耕地の栽培面積を乗じて得た数量とする。

この場合において、当該耕地ごとの基準単収は、当該基準単収を当該耕地の栽培面積により申込者ごと及び類区分ごとに加重平均して得た数量が、第1の(1)のアの当該申込者に係る類区分ごとの基準単収に一致するように定めなければならない。

第3 組合等が定める基準単収

1-1 全相殺方式に係る基準単収

基準単収は、年産ごと、申込者ごと及び類区分ごとに次の方法により定めるものとする。

- (1) 申込者ごと及び類区分ごとに、最近5か年の次に掲げる資料から年産ごとの10アール当たり収穫量（さとうきびについては、申込者ごとの夏植え、株出し及び春植え（以下「栽培型」という。）の別ごとの栽培面積を、ホップについては、1-2の方法により作成される樹齢別標準収量表から算出される10アール当たり収穫量を勘案する。）を算出する。

なお、ばれいしょについて通常の収穫適期以前に収穫する場合には、その収穫適期以前に収穫される収量として10アール当たり収穫量を設定する。

ア 出荷団体等に出荷した数量及び自家用、贈答用等に供した数量（以下「出荷数量等」という。）

イ 青色申告書等

ウ 確定申告関係書類（大豆、小豆及びいんげんに限る。）

- (2) (1)で算出した年産ごとの10アール当たり収穫量を最近5か年中中庸3か年

の単純算術平均又は最近3か年の単純算術平均のいずれかの方法により基準単収を算出する。

この場合において、組合等は、上記のいずれかの方法を選択して、全ての申込者について同一の方法で算出するものとする。

ただし、最近5か年中中庸3か年の方法を選択した場合で、当該期間中に収穫量が欠ける年産がある申込者については、最近3か年の方法で算出することを妨げない。

- (3) 年産ごとの10アール当たり収穫量が、品種ごと又は栽培方法ごとに一定の差があると認められる場合の基準単収は、次の方法により定めるものとする。

$$\Sigma \left[\begin{array}{l} \text{品種ごと又は栽培方法ごとの各} \\ \text{年産の10アール当たり収穫量を} \\ \text{(2)と同様の方法で単純算術} \\ \text{平均して算出した平均10アール} \\ \text{当たり収穫量} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{品種ごと又は} \\ \text{栽培方法ごと} \\ \text{の当年産の栽} \\ \text{培面積} \end{array} \right] \\ \hline \text{当該申込者の当年産の栽培面積}$$

- (4) 災害が近年連続して発生したこと等により、(1)から(3)までによる申込者ごと及び類区分ごとの基準単収が、前年産に係る申込者ごと及び類区分ごとの基準単収と比較して著しく低下する等当該年産の基準単収とするには適当でないと認められる場合は、申込者からの申出の状況を踏まえ、平年の状況等を勘案して次のいずれかの数量を基準単収とする。

この場合には、あらかじめ、特定組合等以外の組合等にあつては当該組合等が属する都道府県連合会に、特定組合等にあつては経営局長に協議し、その同意を得るものとする。また、都道府県連合会が同意をしようとする場合は、経営局長に協議し、その同意を得るものとする。

ア 前年産の農作物につき組合等が定めた当該類区分に係る基準単収

イ 基礎年次を増やして得られる10アール当たり収穫量の平均値（例えば最近7か年中中庸5か年の単純算術平均により算出される値）

ウ 2-1の方法で組合等が定めた基準単収

- (5) (1)において年産ごと、申込者ごと及び類区分ごとの10アール当たり収穫量が最近3か年以上得られない場合は、当該収穫量が欠ける年産について、次の方法により推定した数値を用いて基準単収を算定するものとする。

ア 当該申込者が畑作物共済に加入して損害通知を行っていた場合は、当該申込者の損害評価実績の収穫量を当該申込者の引受面積で除して得られる数量

イ 当該耕地が属する市町村、都道府県等の統計単収

ウ 当該耕地が属する集落、市町村等に属する組合員等（全相殺方式及び災害収

入共済方式の加入者に限る。) の収穫量の合計を当該組合員等の栽培面積の合計で除して得られる数量

- (6) 組合等は、基準単収を定めるに当たって必要があると認めるときは、あらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。

1-2 ホップの樹齢別標準収量表の作成方法

都道府県は、次によりホップの樹齢別標準収量表を作成する。

- (1) 都道府県は、都道府県連合会、関係団体等の協力を得て、畑作物共済においてホップを共済目的の種類とする組合等の区域（組合等の区域内において栽培条件（地形等）等の要因により収穫量に著しい差があると認められるときは、当該要因に基づき当該組合等の区域を分けて定めた地域。以下「ホップ栽培地域」という。）ごとに、ホップの樹齢別標準収量表を作成する（様式第20号）。
- (2) 都道府県は、ホップの樹齢別標準収量表の作成に当たっては、あらかじめホップ栽培地域について、ホップの樹齢別の栽培面積をホップの樹齢別栽培面積調査表により、調査する（様式第21号）。
- (3) ホップの樹齢別標準収量表及びホップの樹齢別栽培面積調査表は、おおむね2年ごとに作成する。
- (4) 都道府県は、ホップの樹齢別標準収量表の作成に当たって必要があると認めるときは、組合等から必要な資料を提出させる。
- (5) 都道府県は、ホップの樹齢別標準収量表及びホップの樹齢別栽培面積調査表を作成したときは、関係組合等に通知するとともに、経営局長に報告する。

2-1 半相殺方式（茶を除く。）及び全相殺方式（第1の（2）の方法で定めるものに限る。）に係る基準単収

- (1) 組合等は、類区分ごと及び耕地ごとに次のうちいずれか一つを基礎とし、かつ、当該耕地の土地条件、品種、肥培管理、栽培方法、過去の被害実績、出荷数量等、青色申告書等又は確定申告関係書類等を参酌して基準単収を定めるものとする。

ア 前年産の農作物につき組合等が定めた当該類区分に係る基準単収

イ 申込者に耕地ごとに最近数年間における平均的な10アール当たり収穫量を加入申込書又は変更届出書に記載して申告させた場合におけるその10アール当たり収穫量

ウ 畑作物収量等級による耕地ごとの10アール当たり収穫量

エ 1-1の（5）の方法により推定した10アール当たり収穫量

- (2) (1)において組合等が基礎とするものがない耕地については、当該耕地の実態等を調査検討し、当該耕地の10アール当たり収穫量を推定して定めるものとする。

(3) 基準単収は、事業規程等で定める組合員等負担共済掛金の払込期限（分割支払の場合は、第1回目の払込期限）前に設定するものとし、当該基準単収を当該耕地の栽培面積により組合等ごと及び類区分ごとに加重平均して得た数量が、第5の1により都道府県知事が定める当該組合等の当該類区分に係るその年産の10アール当たり収穫量に次の割合を乗じて得た数量を超えない範囲内となるように定めなければならない。

ただし、あらかじめ、特定組合等以外の組合等にあつては当該組合等が属する都道府県連合会に、特定組合等にあつては農林水産大臣に協議し、その同意を得た場合は、この限りではない。

ア 類区分につき、当該組合等の栽培面積に対する引受面積の割合（以下「面積引受率」という。）が70パーセント以上の組合等にあつては100分の110

イ 類区分につき、面積引受率が70パーセント未満の組合等にあつては100分の250

(4) 都道府県連合会は、(3)ただし書の同意をしようとする場合は、農林水産大臣に協議し、その同意を得るものとする。

(5) 組合等は、耕地ごとの基準単収を定めるに当たって必要があると認めるときは、あらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。

(6) (3)の基準単収の設定後に引受変更があつた場合は、(3)の規定は適用せず、当該引受変更に係る耕地の基準単収を再設定するものとする。

2-2 半相殺方式（茶に限る。）に係る基準単収

(1) 都道府県知事は、組合等、都道府県連合会及び茶関係団体等の協力を得て、茶に係る10アール当たりの樹齢別標準収穫量を記載した表（以下「標準収量表」という。）及び標準収量表の樹齢別標準収穫量を園地条件、肥培管理、収穫時期、収穫方法等（以下「園地収量要因」という。）により調整する指数を記載した指数表（以下「基準単収設定指数表」という。）を共済責任期間の始期までに、次の方法により作成する。

なお、標準収量表及び基準単収設定指数表は、おおむね3年ごとに作成するものとするが、茶の栽培状況に変動がある等必要があると認められるときは、その必要がある年ごとに作成する。

ア 標準収量表及び基準単収設定指数表の案の作成

組合等は、都道府県連合会及び茶関係団体等の協力を得て、次の方法により標準収量表及び基準単収設定指数表の案を作成し、都道府県知事が定める期日までに都道府県知事に報告するものとする。

(ア) 標準収量表案は、類区分ごとに農林水産統計資料その他関係機関が作成した資料並びに最近年の樹齢別栽培面積、新植面積及び改廃面積、植栽本数、見込収穫量等の調査結果等を基礎として作成するものとする（様式第

22号)。

ただし、同一の類区分たる茶であっても品種、組合等の区域を分けた地域又は土地条件（地形等）、栽培方法等の要因により平均10アール当たり収穫量に格差があると認められるときは、その要因別に標準収量表案を作成するものとする。

この場合の樹齢の刻みは、樹齢ごとの収穫量の格差を勘案して設定するものとするが、おおむね生長期は1～2年、最盛期は3～5年、衰退期は1～3年を標準とする。

(イ) 基準単収設定指数表の案は、類区分ごと及び次の園地収量要因ごとに、農林水産統計資料その他関係機関が作成した資料並びに都道府県連合会及び組合等が行った調査結果等を基礎として作成するものとする（様式例第23号）。この場合において、指数の幅は組合等の実態に応じて定めるものとする。また、品種、組合等の区域を分けた地域又は土地条件（地形等）、栽培方法等の要因により指数の差があると認められるときは、その要因別に基準単収設定指数表を作成するものとする。

① 園地条件指数

当該標準収量表設定の基礎となった平均的園地条件の指数を1.0とし、園地条件の良否の程度別（例えば上下各2段階、全体で5段階）の指数を作成するものとする。

② 肥培管理指数

当該標準収量表の基礎となった平均的肥培管理の指数を1.0とし、肥培管理の良否の程度別（例えば①の5段階）の指数を作成するものとする。

③ 収穫期指数

当該標準収量表設定の基礎となった平均的収穫期の開葉程度の指数を1.0とし、収穫時期の早晩による開葉程度別（例えば一芯3.0葉、一芯3.5葉……一芯5.5葉）の指数を作成するものとする。

④ 収穫方法指数

当該標準収量表設定の基礎となった通常的収穫方法の指数を1.0とし、収穫方法の相違別（例えば機械刈り、鋏刈り又は手摘み）の指数を作成するものとする。

⑤ 摘採該当茶期指数

当該標準収量表設定の基礎となった平均的年間摘採該当茶期に相当する茶樹の指数を1.0とし、摘採該当茶期（例えば年間一番茶のみ摘採、一番茶と二番茶を摘採、一番茶から三番茶までを摘採等）の相違別の指数を作成するものとする。

⑥ せん枝回復指数

せん枝（浅刈り、深刈り、中刈り及び台刈り）による樹勢更新方法別にせん枝後の年次別回復指数を作成するものとする。

⑦ その他園地数量要因による指数

①から⑥まで以外の要因による指数を作成する必要があると認められる場合は、当該要因別に①から⑥までに準じて作成するものとする。

(ウ) 組合等は、標準収量表及び基準単収設定指数表の案を作成するときは、必要に応じて損害評価会の意見を聴くものとする。

イ 標準収量表及び基準単収設定指数表の決定

(ア) 都道府県知事は、特定組合等、都道府県連合会及び茶関係団体等の協力を得て、アにより組合等から報告された標準収量表及び基準単収設定指数表の案を検討し、必要に応じてこれを修正し、当該組合等に係る標準収量表（様式第22号）及び基準単収設定指数表（様式例第23号）を決定し組合等に通知する。

(イ) 都道府県知事は、(ア)により標準収量表及び基準単収設定指数表を決定したときは、経営局長に報告する。

(2) 都道府県知事は、類区分ごと、年産ごと及び組合等ごとに、次の算式により年産別適用係数を算出し、組合等に通知する。なお、係数の単位は小数点以下第5位を四捨五入し第4位までとする。

$$\text{年産別適用係数} = \frac{\text{第5の1により都道府県知事が定めた当該年産の単当収穫量}}{\text{(1)のイの標準収量表から得られる類区分ごとの組合等平均単当収穫量}}$$

(3) 組合等は、(2)により都道府県知事が通知した年産別適用係数を当該組合等の当該類区分に係る標準収量表（園地収量要因ごとに標準収量表を作成している場合にあつては、当該茶の類区分に係る園地収量要因別の標準収量表）に適用して当該年産に係る標準収量表とするものとする。

(4) 組合等は、類区分ごと、年産ごと及び園地ごとに園地台帳（様式例第11号）及び加入申込書（様式例第1-5号）に記載された当該園地の樹齢、品種、園地条件、肥培管理状況、収穫時期、収穫方法、せん枝後の経過年数等の状況を基礎とし、かつ、当該園地における過去の被害実績及び共済責任期間の開始前の樹体被害（以下「過去の被害実績等」という。）を勘案して、次の算式により基準単収を算定するものとする。

この場合、組合等は、必要に応じて損害評価員、損害評価会の委員及び組合等の職員により当該園地ごとの実態調査を行うものとする。

$$\text{園地ごとの基準単収} = \left[\begin{array}{l} \text{当該園地の樹齢に} \\ \text{対応する(1)の} \\ \text{イの該当年産に係} \\ \text{る標準収量表の単} \\ \text{当収量} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{当該園地の収量要因別} \\ \text{の各程度等に対応する} \\ \text{(1)のイの基準単収} \\ \text{設定指数表の各指数の} \\ \text{相乗値} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{当該園地に係} \\ \text{る過去の被害} \\ \text{実績等を勘案} \\ \text{した基準単収} \\ \text{調整係数} \end{array} \right]$$

なお、当該園地の収量要因に係る指数が基準単収設定指数表に記載された当該収量要因に係る指数の最低を更に下回ると認められるときは、基準単収設定指数を適用せず、当該園地の収量要因の状況に応じた指数を設定して適用するものとする。

- (5) (4)により定める園地ごとの基準単収は、事業規程等で定める組合員等負担共済掛金の払込期限（分割支払の場合は、第1回目の払込期限）前に設定するものとし、当該基準単収を当該園地の引受面積により組合等ごと及び類区分ごとに加重平均して得た数量が、第5の1により都道府県知事が定める当該組合等の当該類区分に係るその年産の10アール当たり収穫量に次の割合を乗じて得た数量を超えない範囲内となるように定めなければならない。

ただし、あらかじめ、特定組合等以外の組合等にあつては当該組合等が属する都道府県連合会に、特定組合等にあつては農林水産大臣に協議し、その同意を得た場合は、この限りではない。

(ア) 類区分につき、面積引受率が70パーセント以上の組合等にあつては100分の110

(イ) 類区分につき、面積引受率が70パーセント未満の組合等にあつては100分の250

なお、当該基準単収の設定後に引受変更があつても、当該引受変更に係る園地以外の基準単収を再設定する必要はない。

- (6) 都道府県連合会は、(5)ただし書の同意をしようとする場合は、農林水産大臣に協議し、その同意を得るものとする。
- (7) 組合等は、園地ごとの基準単収を定めるに当たって必要があると認めるときは、あらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。
- (8) (5)の基準単収の設定後に引受変更があつた場合は、(5)の規定は適用せず、当該引受変更に係る耕地の基準単収を再設定するものとする。

3 地域インデックス方式に係る基準単収

基準単収は、年産ごと、類区分ごと及び統計単位地域ごとに次の方法により定めるものとする。

- (1) 基準単収は、統計単位地域における統計単収の過去5か年中中庸3か年平均値とする。
- (2) (1)において、過去5か年間の統計単収の全部又は一部に欠ける年産がある

場合は、当該年産の統計単収については、次の地域の統計単収を用いるものとする。

ア 大豆（乾燥子実）、てん菜、そば、ばれいしょ（北海道及び指定産地）、たまねぎ（指定産地のみ）

次の（ア）又は（イ）のうち統計単収が得られる地域（いずれも得られるときは（ア））

（ア）当該耕地が属する都道府県（大豆（乾燥子実）、てん菜及びそばにあつては田畑計のもの）

（イ）全国（大豆（乾燥子実）、てん菜及びそばにあつては田畑計のもの）

イ 大豆（未成熟子実）、小豆、いんげん、スイートコーン、かぼちゃ、さとうきび、茶、ばれいしょ（北海道又は指定産地以外）、たまねぎ（指定産地以外）

全国

（3）（1）において、市町村の配置分合により、過去5か年の統計単位地域が、当年産の統計単位地域と異なる場合は、過去5か年の統計単収について、年産ごとに合併又は編入前の市町村に係る市町村別統計の10アール当たり収量を、当該市町村に係る市町村別統計の栽培面積で加重平均したものとする。

なお、共済責任期間開始後に市町村の配置分合が行われ、当年産の統計単位地域が当初引受時と異なることとなった場合は、基準単収を修正（引受変更）するものとする。

第4 基準収繭量

（1）組合等が準則第2第1項の規定により、年産ごと、類区分ごと及び組合員等ごとに定める基準収繭量は、引受けの対象となった全組合員等について、次の事項を参酌して定めるものとする。

ア 前年産に適用した組合員等ごとの基準収繭量

イ 組合員等の申告に係る蚕種の掃立量及び見込収繭量

ウ 組合等が調査した最近2～3か年における組合員等ごとの繭の出荷実績及びその年産における蚕種の取引の状況

エ 桑葉の生産事情等

（2）（1）のウの蚕種の取引の状況については、蚕種の取扱業者から資料の提示を受け、必要に応じ掃立て又は配蚕の抜取調査を行う等の方法により、申込み以上の掃立ての有無又は配蚕の状況を調査するものとする。

また、（1）のエの桑葉の生産事情等については、春蚕繭にあつては次のア、イ及びエを、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭にあつては次の各事項を調査するものとする。

ア 共済責任期間開始前の桑の被害状況

イ 買桑契約を締結している場合は、その買桑数量

ウ 法第98条第1項第6号の災害を受けた桑葉のその災害後の生育状況

エ 桑葉の肥培管理及び蚕児の飼育管理の状況

- (3) 組合等は、類区分ごとに、(1)のア及びイに掲げる数量を基礎として基準収繭量を定める組合員等の基準収繭量の合計数量を当該組合員等に係る引受掃立量の合計数量で除して得られる単位掃立量当たり収繭量(糸繭用の蚕種及び種繭用の蚕種の掃立てがある組合等にあつては、それぞれ別の単位掃立量当たり収繭量)を、事業規程等で定める組合員等負担共済掛金の払込期限(分割支払の場合は、第1回目の払込期限)前に設定するものとする。この場合において、当該単位掃立量当たり収繭量は、組合等が過去一定年間における当該組合等の区域内の繭の出荷数量を調査して定める標準的な単位掃立量当たり収繭量に次のア及びイに掲げる場合に応じ当該ア及びイに定める割合を乗じて得た数量を超えて定めてはならない。

ただし、特別の事由がある場合において、特定組合等以外の組合等にあつては当該組合等が属する都道府県連合会に、特定組合等にあつては農林水産大臣に協議し、その同意を得た場合は、この限りではない。

ア 類区分につき、当該組合等の掃立箱数に対する共済箱数の割合(以下「箱数引受率」という。)が70パーセント以上の組合等にあつては100分の110

イ 箱数引受率が70パーセント未満の組合等にあつては100分の150

- (4) (3)の共済箱数は、蚕種2万粒をもって1箱として計算する。この場合において、1箱未満の端数が生じたときは小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位までとする。

ただし、種繭用については、次の係数を標準として換算するものとするが、蚕品種により1蛾の産卵粒数又は1グラムの粒数に差があつて換算率の明らかな蚕品種はその換算率により計算するものとする。

1 蛾 = 0.025箱

蛾量1グラム = 0.11箱

- (5) 都道府県連合会は、(4)ただし書の同意をしようとする場合は、農林水産大臣に協議し、その同意を得るものとする。
- (6) 組合等は、基準収繭量を定めるに当たって、必要があるときは、あらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。
- (7) (3)の箱当たり収繭量の設定後に引受変更があつた場合は、(3)の規定は適用せず、当該引受変更に係る組合員等の基準収繭量を再設定するものとする。

第5 都道府県知事が定める10アール当たり収穫量

1 都道府県知事が定める組合等ごとの10アール当たり収穫量

都道府県知事は、経営局長が都道府県知事に対して通知した当該都道府県の当該共済目的の種類に係るその年の10アール当たり収穫量(以下「経営局長通知収穫量」という。)を基礎として、特定組合等以外の組合等及び一の都道府県の区

域をその区域とする特定組合ごとに、毎年、類区分（さとうきびについては、栽培型の別。以下第5において同じ。）ごとの10アール当たり収穫量を次の（1）の方法により定め、組合等に通知する。

なお、（1）の方法により定めることができない場合は、（2）の方法により定める。

ただし、一の都道府県の区域をその区域とする特定組合に対しては、農林水産大臣が品種、栽培方法等に応じた区分を定めていない共済目的の種類について都道府県知事が（1）又は（2）の方法による計算が不要と判断した場合にあっては、（1）又は（2）の方法によらず、経営局長通知収穫量と同じ値を定め、当該特定組合に通知することができる。

また、帳簿全相殺方式における類区分については、（1）又は（2）の方法により定めた類区分ごとの10アール当たり収穫量を基礎として、当該類区分の栽培面積を重みとして算術平均した値を当該区分の10アール当たり収穫量として定め、組合等に通知するものとする。

（1）市町村ごとの平均10アール当たり収穫量を基に次により定める。

ア 市町村ごとの平均10アール当たり収穫量の算出

（ア）県（都道府）下全市町村について、市町村ごとの平均10アール当たり収穫量を、市町村ごとの農林水産統計資料（農林水産統計資料が得られない場合には、関係機関が作成した資料。以下同じ。）による最近5か年間の各年産ごとの10アール当たり収穫量の5か年中中庸3か年又は最近3か年のいずれかを選択（全ての市町村について、同一のものを選択すること。）し、単純算術平均して算出する。

（イ）（ア）により算出された市町村ごとの平均10アール当たり収穫量が、当該市町村の区域内の耕地の地力その他の土地条件等に照らし適当でないと認められるときは、関係機関の意見を聴いて当該市町村に係る平均10アール当たり収穫量を修正することができる。

イ 特別な組合等の10アール当たり収穫量等の推定

（ア）組合等の区域（農業共済組合にあってはその区域、法第107条第1項に規定する共済事業を行う市町村にあっては共済事業の実施区域をいう。以下同じ。）が一の市町村の区域と一致していない組合等については、その区域が二以上の市町村の区域と一致している組合等（以下「広域組合等」という。）にあっては、当該広域組合等に係る市町村ごとの農林水産統計資料の栽培面積を重みとし、当該市町村ごとのアにより算出された平均10アール当たり収穫量を算術平均して、当該広域組合等の10アール当たり収穫量の概算値を算出し、その他の組合等にあっては、関係機関の意見を聴いて当該組合等に係る市町村の農林水産統計資料から当該組合等の10アール当たり収穫量の概算値及び栽培面積を推定する。

(イ) 市町村の区域の一部が組合等の区域に属しないその一部の地域についても、(ア)のその他の組合等についての場合と同様な方法によりその区域の10アール当たり収穫量の概算値及び栽培面積を推定する。

ウ 都道府県の平均10アール当たり収穫量の算出

都道府県知事は、その区域が一の組合等の区域と一致している市町村ごとの農林水産統計資料の栽培面積、イの(ア)の組合等ごとの栽培面積(広域組合等にあつては当該広域組合等に係る市町村ごとの農林水産統計資料の栽培面積を合計して得た面積を、その他の組合等にあつてはイの(ア)により推定された栽培面積をいう。)及び地域ごとのイの(イ)により推定された栽培面積を重みとし、その区域が一の組合等の区域と一致している市町村ごとのアにより算出された平均10アール当たり収穫量、イの(ア)の組合等ごとの10アール当たり収穫量の概算値(広域組合等にあつてはイの(ア)により算出された当該広域組合等に係る10アール当たり収穫量の概算値を、その他の組合等にあつてはイの(ア)により推定された10アール当たり収穫量の概算値をいう。)及び地域ごとのイの(イ)により推定された10アール当たり収穫量の概算値を算術平均して当該都道府県の平均10アール当たり収穫量を算出する。

エ 組合等ごとの10アール当たり収穫量の決定

ウにより算出された都道府県の平均10アール当たり収穫量に対する経営局長通知収穫量の比率を求め、次のとおり組合等ごとの10アール当たり収穫量を決定する。

ただし、当該比率を用いた場合に、近年の10アール当たり収穫量の状況を反映させることができないと認める場合は、関係機関の意見を聴いて、当該比率と1の間において、組合等の10アール当たり収穫量の決定に用いる比率を定めることができる。この場合において、都道府県知事は、理由を経営局長に報告する。

(ア) 組合等の区域が一の市町村の区域と一致している組合等については、その比率をアにより算出した当該組合等に係る市町村ごとの平均10アール当たり収穫量に乗じて得られた数量を当該組合等の10アール当たり収穫量として決定する。

(イ) 組合等の区域が一の市町村と一致していない組合等については、その比率を、広域組合等にあつてはイの(ア)の方法により算出された10アール当たり収穫量の概算値に、その他の組合等にあつてはイの(ア)の方法により推定された組合等の10アール当たり収穫量の概算値に乗じて得られた数量を当該組合等の10アール当たり収穫量として決定する。

(2) 組合等ごとの平均10アール当たり収穫量を基に次により定める。

ア 組合等ごとの平均10アール当たり収穫量の算出

(ア) 都道府県下の全ての組合等について、組合等ごとの平均10アール当たり収

穫量を、関係機関が作成した畑作物に関する組合等ごとの資料（以下「畑作物に関する資料」という。）による最近5か年間の年産ごとの10アール当たり収穫量の5か年中中庸3か年又は最近3か年のいずれかを選択（全ての市町村について、同一の期間を選択すること。）し、単純算術平均して算出する。

(イ) (ア) の組合等ごとの平均10アール当たり収穫量が、当該組合等の区域内の耕地の地力その他の土地条件等に照らし適当でないとき認められるときは、関係機関の意見を聴いて当該組合等に係る平均10アール当たり収穫量を修正することができる。

イ 都道府県の平均10アール当たり収穫量の算出

都道府県知事は、畑作物に関する資料の栽培面積を重みとし、アの組合等ごとの平均10アール当たり収穫量を算術平均して当該都道府県の平均10アール当たり収穫量を算出する。

ウ 組合等ごとの10アール当たり収穫量の決定

イにより算出された都道府県の平均10アール当たり収穫量に対する経営局長通知収穫量の比率を求め、その比率をアの組合等ごとの平均10アール当たり収穫量に乗じて得られた数量を組合等ごとの10アール当たり収穫量として決定する。

ただし、当該比率を用いた場合に、近年の10アール当たり収穫量の状況を反映させることができないと認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該比率と1の間において、組合等の10アール当たり収穫量の決定に用いる比率を定めることができる。この場合において、都道府県知事は、理由を経営局長に報告する。

なお、類区分に関し農林水産大臣が区分を定めた共済目的の種類について、イの平均10アール当たり収穫量は、当該平均10アール当たり収穫量を当該都道府県の区域内の当該類区分の栽培面積を重みとして当該都道府県の当該共済目的の種類について算術平均したものとする。

この場合において、類区分のうち、(1)の方法により都道府県の平均10アール当たり収穫量を定めるものが含まれるときは、イの平均10アール当たり収穫量は、当該平均10アール当たり収穫量と(1)のウの平均10アール当たり収穫量を当該都道府県の区域内の当該類区分の栽培面積を重みとして当該都道府県の当該共済目的の種類（大豆にあっては、乾燥子実及び未成熟子実の別）について算術平均したものとする。

エ 10アール当たり収穫量の設定に当たっての指導又は助言等

都道府県知事は、組合等ごとの10アール当たり収穫量を定めるに当たり必要があるときは、地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター、沖縄総合事務局農林水産部の助言等を求めるものとする。

2 10アール当たり収穫量の据置き

都道府県知事は1により組合等ごとの10アール当たり収穫量を定めることを原則とするが、経営局長通知収穫量が前年産の10アール当たり収穫量と同一であり、かつ、その年産の組合等の10アール当たり収穫量を定める際に基礎とすべき、1の(1)のアの市町村ごとの平均10アール当たり収穫量又は1の(2)のアの組合等ごとの平均10アール当たり収穫量が、前年産の組合等の10アール当たり収穫量を定めた際に基礎とした1の(1)のアの市町村ごとの平均10アール当たり収穫量又は1の(2)のアの組合等ごとの平均10アール当たり収穫量とほとんど差がない場合は、前年産の組合等の10アール当たり収穫量と同一の数量をその年産の組合等の10アール当たり収穫量として定めることができる。

3 経営局長への報告

都道府県知事は、1及び2により組合等ごとの10アール当たり収穫量を決定し、通知したときは、遅滞なく、その組合等ごとの10アール当たり収穫量の一覧表(様式第18号)を作成して、経営局長に報告する。

なお、1の(1)のアの(イ)又は1の(2)のアの(イ)により平均10アール当たり収穫量を修正した場合、並びに1の(1)のエのただし書又は1の(2)のウのただし書により組合等ごとの10アール当たり収穫量を定めた場合についてはその理由を、また、1のただし書の規定に基づき経営局長通知収穫量と同じ値を定めた場合又は2により前年と同一の組合等ごとの10アール当たり収穫量を定めた場合にはその旨を、併せて報告する。

4 組合等の定める基準収穫量の決定結果の審査及び確認

都道府県知事は、組合等が第3の2-1及び2-2の定めるところにより決定した基準単収並びに第4の定めるところにより決定した基準収蒔量の結果の適否につき、組合等が提出した共済目的の種類に係る引受通知書の副本による書面審査又は常例検査を行って確認し、否とした場合は是正を求めるなど必要な指導を行う。

第9節 災害収入共済方式の基準生産金額及び基準収穫量

第1 基準生産金額

基準生産金額は、年産ごと、申込者ごと及び類区分ごとに当該類区分に係る出荷資料又は青色申告書等により、出荷資料においては出荷団体等の協力を得て、次の方法により定めるものとする。

- (1) 組合等は、類区分ごと及び申込者ごとに、最近5か年(5か年の出荷実績がない場合で、最近3か年又は4か年にわたって出荷資料等又は青色申告書等が得られるときは、当該3か年又は4か年)の出荷団体等が加工若しくは販売の委託を

受け、又は売渡しを受けた茶の出荷資料等又は青色申告書等から次式により各年の10アール当たり生産金額を算出する。

$$\text{10アール当たり生産金額} = \frac{\text{総販売金額} - \text{出荷団体等が控除する必要経費}}{\text{当該申込者の共済目的の種類たる茶の栽培面積}}$$

この場合において、出荷団体等が控除する必要経費とは、出荷団体等が茶の生葉（以下「生葉」という。）の加工販売をするに当たって通常要する経費（出荷団体手数料、集出荷経費、出荷対策費、荒茶加工経費（荒茶（生葉を蒸す、揉む、乾燥等の工程を経て半製品となった茶をいう。以下同じ。）への加工（以下「荒茶加工」という。）に要する経費（当該出荷団体等が荒茶加工を行っていない場合にあつては、当該出荷団体等の管内にて生産された生葉の集荷量、当該生葉の荒茶加工数量等が相対的に多い近隣の出荷団体等の荒茶加工に係る経費）をいう。以下同じ。）等）をいう。

- (2) (1) で算出した各年の10アール当たり生産金額から、類区分ごと及び申込者ごとに最近5か年中中庸3か年の平均（最近3か年又は4か年にわたって出荷資料等又は青色申告書等が得られる場合は、当該3か年又は4か年の単純平均）10アール当たり生産金額を算出する。

ただし、災害が近年連続して発生したこと等により類区分ごと及び申込者ごとの平均10アール当たり生産金額が、前年産に係る類区分ごと及び申込者ごとの10アール当たり生産金額と比較して著しく低下する等、当該年産の平均10アール当たり生産金額とするには適当でないと認められる場合は、申込者からの申出の状況を踏まえ、平年の状況等を勘案して次のいずれかの金額を平均10アール当たり生産金額とする。

この場合には、あらかじめ、特定組合等以外の組合等にあつては当該組合等が属する都道府県連合会に、特定組合等にあつては経営局長に協議し、その同意を得るものとする。また、都道府県連合会が同意をしようとする場合は、経営局長に協議し、その同意を得るものとする。

ア 前年産の農作物につき組合等が定めた当該類区分に係る平均10アール当たり生産金額

イ 平均10アール当たり生産金額の算出に用いる年次を増やして得られる平均10アール当たり生産金額の平均値（例えば最近7か年中中庸5か年の単純算術平均）

- (3) 組合等は、(2) で算出した平均10アール当たり生産金額に当該申込者の類区分に係る引受面積を乗じて類区分ごと及び申込者ごとの基準生産金額の基礎となる金額を定めるものとする。

- (4) 組合等は、(3) で定めた基準生産金額の基礎となる金額及び申込者の類区分

に係る茶樹の新改植、台切り、せん枝により樹勢の更新別回復状況及び摘採方法、摘採時期の変更等を参酌して基準生産金額を決定する。

- (5) 組合等は、(4)により基準生産金額を定めるに当たって、必要があると認めるときは、あらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。

第2 災害収入共済方式の基準収穫量

災害収入共済方式の基準収穫量は、年産ごと、申込者ごと及び類区分ごとに定めるものとし、当該年産の前年産の当該類区分に係る出荷実績が明らかになった時点で、出荷団体等の協力を得て、次の方法により定めるものとする。

- (1) 組合等は、類区分ごと及び組合員等ごとに、最近5か年(5か年の出荷実績がない場合で、最近3か年又は4か年にわたって出荷資料等又は青色申告書等が得られるときは、当該3か年又は4か年)の出荷資料等又は青色申告書等から各年の10アール当たり収穫量を算出する。

ただし、荒茶出荷組合員等(茶の生葉を自ら生産し、かつ、当該生葉を荒茶加工して出荷団体等に出荷している組合員等をいう。以下同じ。)にあっては、荒茶の出荷量に各年産に係る次の算式によって算定される生葉への換算係数(以下「生葉換算係数」という。)を乗じて各年の10アール当たり収穫量を算定する。生葉換算係数は、毎年、組合等が類区分ごと及び組合員等が荒茶を出荷する出荷団体等(以下「荒茶出荷団体等」という。)ごとに算定する。(当該出荷団体等が荒茶加工を行っていない場合にあっては、荒茶加工を行っている近隣の出荷団体等における出荷資料等を用いる。)

$$\text{生葉換算係数} = \frac{\text{荒茶出荷団体等における各年産の生葉受入数量の合計数量}}{\text{当該各年産の生葉受入数量の合計数量を荒茶加工し、生産した荒茶の合計数量}}$$

(注) 生葉換算係数は、小数点第3位まで算定するものとし、小数点以下第4位を四捨五入する。

- (2) (1)で算出した各年の10アール当たり収穫量から類区分及び組合員等ごとの最近5か年中中庸3か年の平均(5か年の出荷実績がない場合で、最近3か年又は4か年にわたって出荷資料等又は青色申告書等が得られるときは、当該3か年又は4か年の単純平均)10アール当たり収穫量を算出する。

ただし、災害が近年連続して発生したこと等により、類区分ごと及び申込者ごとの平均10アール当たり収穫量が、前年産に係る類区分ごと及び申込者ごとの平均10アール当たり収穫量と比較して著しく低下する等、当該年産の平均10アール当たり収穫量とするには適当でないと認められる場合は、申込者からの申出の状況を踏まえ、平年の状況等を勘案して次のいずれかの金額を平均10アール当たり

収穫量とする。

この場合には、あらかじめ、特定組合等以外の組合等にあつては当該組合等が属する都道府県連合会に、特定組合等にあつては経営局長に協議し、その同意を得るものとする。また、都道府県連合会が同意をしようとする場合は、経営局長に協議し、その同意を得るものとする。

ア 前年産の農作物につき組合等が定めた当該類区分に係る平均10アール当たり収穫量

イ 平均10アール当たり収穫量の算出に用いる年次を増やして得られる平均10アール当たり収穫量（例えば最近7か年中中庸5か年の単純算術平均）

(3) 組合等は、(2)で算出した平均10アール当たり収穫量に当該組合員等の当該類区分に係る引受面積を乗じて、類区分ごと及び組合員等ごとの当該年産の推定収穫量の基礎となる収穫量を算出する。

(4) 組合等は、(3)で算出した推定収穫量の基礎となる収穫量及び組合員等に係る類区分たる茶樹の新改植、台切り、せん枝による樹勢の更新別回復状況及び摘採方法、摘採時期の変更等を参酌して当該類区分に係る当該組合員等の推定収穫量を決定するものとする。

(5) 組合等は、(4)で決定した推定収穫量に、次の方法により算出される当該組合員等の当該類区分に係る引受価格指数を乗じて得た数量を、当該組合員等の当該類区分に係る基準収穫量とするものとする。

ア 引受価格指数

引受価格指数は、類区分ごと及び組合員等ごとに次式により算出する。

$$\text{引受価格指数} = \frac{\text{組合員等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数}}{\text{出荷団体等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数}}$$

イ 出荷団体等の平均評点数

(ア) アの出荷団体等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数は、類区分ごとに、当該類区分に係る基準年次の出荷資料等に基づき、次式により算出する。

$$\text{出荷団体等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数} = \frac{\sum \left[\begin{array}{l} \text{当該出荷団体等の基準年次} \\ \text{の出荷日別1キログラム当} \\ \text{たり（生葉）点数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{当該出荷団体等の基準年次} \\ \text{の出荷日別総出荷量（生葉）} \\ \text{（出荷初日の出荷量は除く）} \end{array} \right]}{\text{当該出荷団体等の基準年次の総出荷数量（生葉）} \\ \text{（出荷初日の出荷量は除く）}}$$

(イ) 基準年次は最近2か年とする。ただし、原則として異常災害年（保険金の総額が畑作物通常責任保険金額を超える年をいう。以下同じ。）を除くこと

とするが、異常災害年が連続した場合は、異常災害年を含むものとする。この場合において、異常災害年を含むものを可とするときは、特定組合等又は都道府県連合会は経営局長に報告するものとする。

(ウ) 当該出荷団体等の基準年次の出荷日別1キログラム当たり(生葉)点数は、次の算式により得られる当該出荷団体等の基準年次の出荷日別1キログラム当たり(生葉)価格を出荷2日目を1として順次出荷日別に指数化し、移動平均(3日間)して求められるものとする。ただし、出荷の最終日については、最終日の翌日の指数が最終日の指数と同一の指数であったものとみなして算出するものとする。

$$\frac{\text{当該出荷団体等の基準年次の出荷日別1キログラム当たり(生葉)価格}}{\text{当該出荷団体等の基準年次の出荷日別総出荷数量1キログラム当たり(生葉)}} = \frac{\text{当該出荷団体等の基準年次の出荷日別総手取金額}}{\text{当該出荷団体等の基準年次の出荷日別総出荷数量(生葉)}}$$

(エ) 基準年次の各年において出荷の最終日までに出荷のない日があった場合は、その日が1日のときはその前後の日の手取金額及び出荷数量を平均して算出するものとし、2日以上連続するときはこれに準じて算出するものとする。

ただし、当該荒茶出荷組合員等の荒茶出荷団体等が荒茶加工を行っていない場合にあっては、出荷団体等の1キログラム当たり(生葉)平均評点数は、次式により算定するものとする。この場合において、荒茶の出荷日の前日を生葉の出荷日とみなす。

$$\text{出荷団体等 } \Sigma \text{ の1キログラム当たり(生葉)平均評点数} = \left\{ \begin{array}{l} \text{当該出荷団体等の基準年次の出荷日別1キログラム当たり(生葉)点数} \times \left[\begin{array}{l} \text{当該出荷団体等の基準年次の1年目における荒茶総出荷数量} \\ \text{当該出荷団体等の基準年次の1年目における生葉換算係数} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{当該出荷団体等の基準年次の2年目における荒茶総出荷数量} \\ \text{当該出荷団体等の基準年次の2年目における生葉換算係数} \end{array} \right] \end{array} \right.$$

$$\text{当該出荷団体等の基準年次の1年目における荒茶総出荷数量} \times \text{当該出荷団体等の基準年次の1年目における生葉換算係数} + \text{当該出荷団体等の基準年次の2年目における荒茶総出荷数量} \times \text{当該出荷団体等の基準年次の2年目における生葉換算係数}$$

当該出荷団体等の基準年次の出荷日別1キログラム当たり（生葉）点数は、次の算式により得られる当該出荷団体等の基準年次の出荷日別1キログラム当たり（生葉）価格を用いる。

$$\begin{array}{l}
 \text{当該出荷団体等の基準年次の出荷日別1キログラム当たり（生葉）価格} \\
 = \frac{\text{当該出荷団体等の基準年次の出荷日別荒茶総販売金額} - \text{当該出荷団体等の基準年次における出荷日別の茶の生葉の加工販売をするに当たって通常要する経費}}{\text{当該出荷団体等の基準年次の1年目における出荷日別荒茶総出荷数量} \times \text{当該出荷団体等の基準年次の1年目における生葉換算係数} + \text{当該出荷団体等の基準年次の2年目における出荷日別荒茶総出荷数量} \times \text{当該出荷団体等の基準年次の2年目における生葉換算係数}}
 \end{array}$$

ウ 組合員等の平均評点数

アの組合員等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数は、類区分ごとに、当該組合員等に係る基準年次における出荷資料等に基づき、次式により算出する。ただし、基準年次の各年について、出荷団体等の出荷初日に出荷した場合は、その日の出荷数量を除くものとする。

$$\begin{array}{l}
 \text{組合員等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数} \\
 = \frac{\sum \left[\text{当該出荷団体等の基準年次の出荷日別1キログラム当たり（生葉）点数} \times \text{当該組合員等の基準年次の出荷日別総出荷数量（生葉）} \right]}{\text{当該組合員等の基準年次の総出荷数量（生葉）}}
 \end{array}$$

ただし、荒茶出荷団体等に係る組合員等の1キログラム当たり（生葉）平均評点数については、次式により算定するものとする。この場合、荒茶出荷日の前日を生葉出荷日とみなす。

$$\Sigma \left\{ \begin{array}{l} \text{当該出荷} \\ \text{団体等の} \\ \text{基準年次} \\ \text{の出荷日} \\ \text{別1キログラム} \\ \text{当たり} \\ \text{(生葉)} \\ \text{点数} \end{array} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{当該組合} \\ \text{員等の基} \\ \text{準年次の} \\ \text{1年目に} \\ \text{おける出} \\ \text{荷日別荒} \\ \text{茶総出荷} \\ \text{数量} \end{array} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{当該出荷} \\ \text{団体等の} \\ \text{基準年次} \\ \text{の1年目} \\ \text{における} \\ \text{生葉換算} \\ \text{係数} \end{array} \right. + \left\{ \begin{array}{l} \text{当該組合} \\ \text{員等の基} \\ \text{準年次の} \\ \text{2年目に} \\ \text{おける出} \\ \text{荷日別荒} \\ \text{茶総出荷} \\ \text{数量} \end{array} \right. \times \left. \begin{array}{l} \text{当該出荷} \\ \text{団体等の} \\ \text{基準年次} \\ \text{の2年目} \\ \text{における} \\ \text{生葉換算} \\ \text{係数} \end{array} \right\} \right\}$$

組合員等の
1キログラム当
たり(生
葉)平均評
点数

当該組合員等 の基準年次の 1年目におけ る荒茶総出荷 数量	×	当該出荷団体 等の基準年次 の1年目にお ける生葉換算 係数	+	当該組合員等 の基準年次の 2年目におけ る荒茶総出荷 数量	×	当該出荷団体 等の基準年次 の2年目にお ける生葉換算 係数
--------------------------------------------	---	--------------------------------------------	---	--------------------------------------------	---	--------------------------------------------

エ 引受価格指数の再算定

アからウまでにより算定した組合員等ごとの引受価格指数は、2年ごとに算定し直すものとする。

- (6) 特定組合等以外の組合等は、(5)により基準収穫量を定めた場合には、遅滞なく、設定結果を基準収穫量設定結果報告書(様式第13号)に取りまとめ、都道府県連合会に報告するものとする。
- (7) 都道府県連合会は、茶業試験場等の茶関係機関の協力を得て、(6)により組合等から報告された基準収穫量設定結果報告書及びその他の資料に基づき、基準収穫量の設定方法及び設定結果について審査するものとする。
- (8) 都道府県連合会は、(7)により基準収穫量の設定方法及び設定結果について審査した結果を、遅滞なく、基準収穫量設定結果報告書(集計表)(様式第17号)に取りまとめ、(6)の組合等ごとの基準収穫量設定結果報告書を添えて都道府県知事及び経営局長に報告するものとする。
- (9) 特定組合等は(1)から(5)までにより基準収穫量を定めた場合は、遅滞なく、設定結果を基準収穫量設定結果報告書(様式第15号)に取りまとめ、経営局長(一の都道府県の区域をその区域とする特定組合にあっては都道府県知事及び経営局長)に報告するものとする。

第10節 共済金額

第1 共済金額

- 1 全相殺方式、半相殺方式及び地域インデックス方式

共済金額は、次の式により算定する。

引受収量 × 単位当たり共済金額

- 2 災害収入共済方式

申込者ごと及び類区分ごとに、基準生産金額の30%以上共済限度額以下の金額の範囲内で申込者が申し出た金額とする。

なお、共済責任開始後における共済金額の変更は、認めないものとする。

第2 引受収量

引受収量は、組合員等ごと及び類区分ごとに、次の式により算定する。

基準収穫量 × 補償割合

第3 単位当たり共済金額

- 1 単位当たり共済金額

(1) 単位当たり共済金額（(2)に定めるものを除く。）は、類区分ごとに農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たものとする。

(2) 次に掲げる類区分に係る単位当たり共済金額は次のとおりとする。

ア 大豆（1類の全相殺方式及び半相殺方式並びに8類及び9類の全相殺方式）
及びいんげん（5類の全相殺方式）

大豆及びいんげんにおける単位当たり共済金額は、申込者ごと及び類区分ごとに、次の算式により算出する。

(ア) 大豆（1類の全相殺方式及び半相殺方式）

$$(q_1 \times p_1 + q_2 \times p_2) / (q_1 + q_2)$$

q₁は、種子用以外の大豆の耕作を行う耕地ごとの耕地別基準収穫量の合計

p₁は、種子用以外の大豆に係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

q₂は、種子用の大豆の耕作を行う耕地ごとの耕地別基準収穫量の合計

p₂は、種子用の大豆に係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

(イ) 大豆（8類の全相殺方式）

$$(q_1 \times p_1 + q_2 \times p_2) / (q_1 + q_2)$$

q₁は、未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用である大豆の耕作を行う耕地ごとの耕地別基準収穫量の合計

p₁は、未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用である大豆に係る農林

水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

q 2 は、未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用以外の用途である大豆の耕作を行う耕地ごとの耕地別基準収穫量の合計

p 2 は、未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用以外の用途である大豆に係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

(ウ) 大豆（9類の全相殺方式）

$$(q 1 \times p 1 + q 2 \times p 2) / (q 1 + q 2)$$

q 1 は、乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆の耕作を行う耕地ごとの耕地別基準収穫量の合計

p 1 は、乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆に係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

q 2 は、乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆の耕作を行う耕地ごとの耕地別基準収穫量の合計

p 2 は、乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆に係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

(エ) いんげん（5類の全相殺方式）

$$(q 1 \times p 1 + q 2 \times p 2 + q 3 \times p 3 + q 4 \times p 4) / (q 1 + q 2 + q 3 + q 4)$$

q 1 は、手亡類の品種のいんげんの耕作を行う耕地ごとの耕地別基準収穫量の合計

p 1 は、手亡類の品種のいんげんに係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

q 2 は、金時類及びうずら類の品種のいんげんの耕作を行う耕地ごとの耕地別基準収穫量の合計

p 2 は、金時類及びうずら類の品種のいんげんに係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

q 3 は、大福類及びとら豆類の品種のいんげんの耕作を行う耕地ごとの耕地別基準収穫量の合計

p 3 は、大福類及びとら豆類の品種のいんげんに係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

q 4 は、べにばないんげんの品種のいんげんの耕作を行う耕地ごとの耕地別基準収穫量の合計

p 4 は、べにばないんげんの品種のいんげんに係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

なお、加入申込書兼変更届出書（様式例第1－1号）及び確定申告関係書類

において、品種（用途）の区分ごとの収穫量が確認できない場合には、当該類区分に属する単位当たり共済金額について、最も低い分類を適用するものとする。

イ てん菜及びさとうきび

てん菜及びさとうきびの単位当たり共済金額については、組合等が申込者ごとに次により基準糖度を定め、その基準糖度に応じて農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たものとする。

(ア) 申込者ごとの各年産の糖度の基礎資料が7か年全てある申込者にあつては、7か年中中庸5か年の単純算術平均により当該申込者の基準糖度を算定するものとする。

(イ) 申込者ごとの基礎資料が6か年分ある申込者にあつては、6か年中中庸4か年の単純算術平均の方法により当該申込者の基準糖度を算定するものとする。

(ウ) 申込者ごとの基礎資料が5か年分ある申込者にあつては、5か年中中庸3か年の単純算術平均の方法により当該申込者の基準糖度を算定するものとする。

(エ) 申込者ごとの基礎資料が4か年以下しかない申込者にあつては、全年産の単純算術平均の方法により当該申込者の基準糖度を算定するものとする。ただし、当該申込者の住所の存する市町村の平均基準糖度を超えることはできないものとする。

ウ ばれいしょ（9類、10類）、大豆（6類及び7類並びに8類の地域インデックス方式）、いんげん（5類の地域インデックス方式）、茶（7類）、そば（3類、4類）又はスイートコーン（3類）

地域インデックス方式に付される類区分に係る単位当たり共済金額は、申込者ごと、類区分ごと及び統計単位地域ごとに、次の算式により算出する。

(ア) ばれいしょ（9類）

$$\frac{(q_1 \times p_1 + q_2 \times p_2 + q_3 \times p_3 + q_4 \times p_4)}{(q_1 + q_2 + q_3 + q_4)}$$

q₁は、春植えて、かつ、でん粉加工用であるばれいしょの引受面積の合計

p₁は、春植えて、かつ、でん粉加工用であるばれいしょに係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

q₂は、春植えて、かつ、食品加工用であるばれいしょの引受面積の合計

p₂は、春植えて、かつ、食品加工用であるばれいしょに係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

q₃は、春植えて、かつ、種子用であるばれいしょの引受面積の合計

p₃は、春植えて、かつ、種子用であるばれいしょに係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

q 4は、春植えて、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょの引受面積の合計

p 4は、春植えて、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょに係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

(イ) ばれいしょ (10類)

$$(q 1 \times p 1 + q 2 \times p 2 + q 3 \times p 3 + q 4 \times p 4) / (q 1 + q 2 + q 3 + q 4)$$

q 1は、秋植えて、かつ、でん粉加工用であるばれいしょの引受面積の合計

p 1は、秋植えて、かつ、でん粉加工用であるばれいしょに係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

q 2は、秋植えて、かつ、食品加工用であるばれいしょの引受面積の合計

p 2は、秋植えて、かつ、食品加工用であるばれいしょに係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

q 3は、秋植えて、かつ、種子用であるばれいしょの引受面積の合計

p 3は、秋植えて、かつ、種子用であるばれいしょに係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

q 4は、秋植えて、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょの引受面積の合計

p 4は、秋植えて、かつ、でん粉加工用、食品加工用及び種子用以外の用途であるばれいしょに係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

(ウ) 大豆 (6類)

$$(q 1 \times p 1 + q 2 \times p 2 + q 3 \times p 3 + q 4 \times p 4) / (q 1 + q 2 + q 3 + q 4)$$

q 1は、乾燥子実で収穫され、かつ、田で耕作する大豆のうち黒大豆以外の品種である大豆（種子用大豆を除く。）の引受面積の合計

p 1は、乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆（種子用大豆を除く。）に係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

q 2は、乾燥子実で収穫され、かつ、田で耕作する大豆のうち丹波黒の品種である大豆の引受面積の合計

p 2は、乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆に係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

q 3は、乾燥子実で収穫され、かつ、田で耕作する大豆のうち丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆の引受面積の合計

p 3は、乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である

大豆に係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出したもの

q 4は、乾燥子実で収穫され、かつ、田で耕作する大豆のうち黒大豆以外の品種である種子用大豆の引受面積の合計

p 4は、乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である種子用大豆に係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出したもの

(エ) 大豆（7類）

$$(q 1 \times p 1 + q 2 \times p 2 + q 3 \times p 3 + q 4 \times p 4) / (q 1 + q 2 + q 3 + q 4)$$

q 1は、乾燥子実で収穫され、かつ、畑で耕作する大豆のうち黒大豆以外の品種である大豆（種子用大豆を除く。）の引受面積の合計

p 1は、乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である大豆（種子用大豆を除く。）に係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出したもの

q 2は、乾燥子実で収穫され、かつ、畑で耕作する大豆のうち丹波黒の品種である大豆の引受面積の合計

p 2は、乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒の品種である大豆に係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出したもの

q 3は、乾燥子実で収穫され、かつ、畑で耕作する大豆のうち丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆の引受面積の合計

p 3は、乾燥子実で収穫され、かつ、丹波黒以外の黒大豆の品種である大豆に係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出したもの

q 4は、乾燥子実で収穫され、かつ、畑で耕作する大豆のうち黒大豆以外の品種である種子用大豆の引受面積の合計

p 4は、乾燥子実で収穫され、かつ、黒大豆以外の品種である種子用大豆に係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出したもの

(オ) 大豆（8類の地域インデックス方式）

$$(q 1 \times p 1 + q 2 \times p 2) / (q 1 + q 2)$$

q 1は、未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用である大豆の引受面積の合計

p 1は、未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用である大豆に係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出したもの

q 2は、未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用以外の用途である大豆の引受面積の合計

p 2は、未成熟子実で収穫され、かつ、食品加工用以外の用途である大豆に係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

(カ) いんげん（5類の地域インデックス方式）

$$\frac{(q 1 \times p 1 + q 2 \times p 2 + q 3 \times p 3 + q 4 \times p 4)}{(q 1 + q 2 + q 3 + q 4)}$$

q 1は、手亡類の品種のいんげんの引受面積の合計

p 1は、手亡類の品種のいんげんに係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

q 2は、金時類及びうずら類の品種のいんげんの引受面積の合計

p 2は、金時類及びうずら類の品種のいんげんに係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

q 3は、大福類及びとら豆類の品種のいんげんの引受面積の合計

p 3は、大福類及びとら豆類の品種のいんげんに係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

q 4は、べにばないんげんの品種のいんげんの引受面積の合計

p 4は、べにばないんげんの品種のいんげんに係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

(キ) 茶（7類）

$$\frac{(q 1 \times p 1 + q 2 \times p 2 + q 3 \times p 3 + q 4 \times p 4 + q 5 \times p 5 + q 6 \times p 6)}{(q 1 + q 2 + q 3 + q 4 + q 5 + q 6)}$$

q 1は、当該統計単位地域の防霜施設を用いて露地栽培する在来種の茶の引受面積の合計

p 1は、防霜施設を用いて露地栽培する在来種の茶に係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

q 2は、当該統計単位地域の防霜施設を用いて露地栽培する在来種以外の品種の茶の引受面積の合計

p 2は、防霜施設を用いて露地栽培する在来種以外の品種の茶に係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

q 3は、当該統計単位地域の防霜施設を用いず露地栽培する在来種の茶の引受面積の合計

p 3は、防霜施設を用いず露地栽培する在来種の茶に係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

q 4は、当該統計単位地域の防霜施設を用いず露地栽培する在来種以外の品種の茶の引受面積の合計

p 4は、防霜施設を用いず露地栽培する在来種以外の品種の茶に係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

q 5 は、当該統計単位地域の被覆栽培する在来種の茶の引受面積の合計

p 5 は、被覆栽培する在来種の茶に係る農林水産大臣が定める単位当たり
共済金額のうち申込者が申し出たもの

q 6 は、当該統計単位地域の被覆栽培する在来種以外の品種の茶の引受面積の合計

p 6 は、被覆栽培する在来種以外の品種の茶に係る農林水産大臣が定める
単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

(ク) そば（3類）

$$(q 1 \times p 1 + q 2 \times p 2) / (q 1 + q 2)$$

q 1 は、田で耕作する夏そばの引受面積の合計

p 1 は、夏そばに係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申
込者が申し出たもの

q 2 は、田で耕作する秋そばの引受面積の合計

p 2 は、秋そばに係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申
込者が申し出たもの

(ケ) そば（4類）

$$(q 1 \times p 1 + q 2 \times p 2) / (q 1 + q 2)$$

q 1 は、畑で耕作する夏そばの引受面積の合計

p 1 は、夏そばに係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申
込者が申し出たもの

q 2 は、畑で耕作する秋そばの引受面積の合計

p 2 は、秋そばに係る農林水産大臣が定める単位当たり共済金額のうち申
込者が申し出たもの

(コ) スイートコーン（3類）

$$(q 1 \times p 1 + q 2 \times p 2) / (q 1 + q 2)$$

q 1 は、食品加工用であるスイートコーンの引受面積の合計

p 1 は、食品加工用であるスイートコーンに係る農林水産大臣が定める単
位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

q 2 は、食品加工用以外の用途であるスイートコーンの引受面積の合計

p 2 は、食品加工用以外の用途であるスイートコーンに係る農林水産大臣
が定める単位当たり共済金額のうち申込者が申し出たもの

2 共済責任期間開始後の単位当たり共済金額の変更

(1) 共済責任期間開始後における単位当たり共済金額の変更は、認めないものとする。

ただし、ばれいしょ（1類、5類、9類又は10類）、大豆（1類、6類又は7類）、てん菜及びそばについて、数量払単価の改定が、共済責任期間の開始

後に行われたことにより農林水産大臣が定める単位当たり共済金額が変更となった場合には、当該変更に係る告示で定めるところにより、次に掲げるときにおいて変更することができる。

なお、当該変更にあたっては、組合等は、当該変更に伴い不足する共済掛金を組合員等に支払わせるものとする。

ア 当該改定が増額改定の場合において、当初引受時に選択できなかった単位当たり共済金額に変更するとき。

イ 面積払の交付を受ける者で、当初引受時では、平年の単収が低いために数量払の補償が受けられない（数量払の補償額 \leq 面積払の補償額）として、数量払を加味した単位当たり共済金額を選択しなかった者が、数量払単価の改定後では、数量払の補償が受けられる（面積払の補償額 $<$ 数量払の補償額）こととなった場合において、数量払を加味した単位当たり共済金額に変更するとき。

(2) (1) の改定が減額改定の場合において、当初引受時に選択した単位当たり共済金額が改定後の農林水産大臣が定める単位当たり共済金額の第1位の金額を超えるときは、改定後の第1位の金額に変更し、組合等は減少する共済金額に対する共済掛金を組合員等に返還するものとする。

第11節 共済掛金等

第1 共済掛金

共済掛金は、申込者ごと類区分ごとに、次の式によって算定される金額とする。

共済金額 \times 共済掛金率

第2 組合員等負担共済掛金

(1) 組合等は、組合員等との間に共済関係が成立したときは、事業規程等で定めるところにより、組合員等負担共済掛金を徴収しなければならない。

(2) 畑作物共済に係る組合員等負担共済掛金の金額は、類区分ごとに、第1の規定により算定した組合員等が支払うべき共済掛金から、国庫負担共済掛金を差し引いて得た金額とする。

(3) 国庫負担共済掛金は、当該申込者に係る共済金額に、当該組合員等に係る基準共済掛金率（法第154条第1項の基準共済掛金率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額の100分の55（蚕繭に係るものにあつては、2分の1）に相当する金額とする。

第3 事務費賦課金

1 組合等

(1) 組合等は、毎事業年度、組合等が必要とする事務費予定額から法第19条の規定による国庫の負担に係る部分の金額その他の収入予定額に相当する金額を差し引

いて得た金額の事務費及び特定組合等以外の組合等にあつては都道府県連合会から会員たる組合等に賦課された事務費賦課金の支払に充てる費用を組合員等に賦課することができる。

- (2) 特定組合等以外の組合等は、都道府県連合会から当該組合等に賦課された事務費賦課金の支払に充てる費用を組合員等に賦課することができる。

2 都道府県連合会

都道府県連合会は、会員たる組合等に対して、毎事業年度、都道府県連合会が必要とする事務費予定額から法第19条の規定による国庫の負担に係る部分の金額その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額を賦課することができる。

第12節 共済掛金等の払込期限

第1 共済掛金等の払込期限

- (1) 組合員等負担共済掛金及び事務費賦課金の納入は、原則として共済責任開始前で組合等が事業規程等で定める日までとする。

なお、組合員割又は均等割により賦課する賦課金にあつては、事業規程等で定める日までとする。

- (2) (1)の規定にかかわらず、共済責任期間開始前までに共済掛金の額を確定できない場合（茶及びさとうきびに係るものを除く。）には、当該額を確定することができる時期を考慮して事業規程等で定める日まで、当該払込期限を延長することができる。

- (3) さとうきびに係る共済掛金の払込期限は、(1)の規定にかかわらず、当該年産のさとうきびの収穫時期の終了する日の属する年の前年の5月31日とする。

- (4) 第15節のオの規定による異動通知の結果、共済掛金が増額された場合、当該異動に伴い増額された組合員等負担共済掛金の納入は、組合等が指定する期日までとする。

- (5) 第15節のオの規定による異動通知の結果、共済掛金が減額された場合、当該異動に伴い減額された組合員等負担共済掛金は、遅滞なく、組合員等に返還する。

第2 都道府県連合会への保険料等の払込期限

1 保険料の払込期限

都道府県連合会に払い込む保険料の払込期限は、会員たる組合等の事業規程等で定める共済掛金の払込期限後（共済目的の種類ごとにそれぞれ2以上の共済掛金払込期限を定めている場合は、当該共済目的の種類ごとにそれぞれ最後となる共済掛金払込期限後）2週間とする。

2 事務費賦課金の払込期限

都道府県連合会に払い込む事務費賦課金の払込期限は、都道府県連合会の総会で定める日とする。

第13節 共済掛金等に関する権利の消滅時効

組合員等負担共済掛金、保険料、再保険料若しくは事務費賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、共済掛金、保険料若しくは再保険料の返還又は払戻しを受ける権利及び共済金、保険金若しくは再保険金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。

第14節 共済掛金等の相殺の制限

- (1) 組合員等は、組合等に支払うべき共済掛金及び事務費賦課金について相殺をもって組合等に対抗することができない。
- (2) 特定組合等以外の組合等は、都道府県連合会に支払うべき保険料及び事務費賦課金について相殺をもって都道府県連合会に対抗することができない。
- (3) 特定組合等又は都道府県連合会は、政府に支払うべき保険料又は再保険料について相殺をもって政府に対抗することができない。

第15節 異動通知

組合等は、組合員等に、組合員等の共済目的に、農作物にあつてはア、イ、エ及びオ、蚕繭にあつてはウ及びオに掲げる異動を生じたときは、遅滞なく、その旨を組合等に通知させるものとする。

ア 共済目的の譲渡し、収穫適期前の堀取り、刈取り、抜取り又はすき込み

イ 共済目的が他の類区分に該当することとなる栽培方法等の変更

ウ 共済目的の譲渡し又は収繭期前の棄蚕

エ 災害収入共済方式を選択する場合にあつては、当該共済関係に係る農作物に係る収穫物の出荷計画の変更

オ 加入申込書又は変更届出書に記載した事項

第16節 危険の減少

共済関係、保険関係又は再保険関係の成立後に、当該共済関係、保険関係又は再保険関係により填補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少したときは、組合員等にあつては組合等、特定組合等以外の組合等にあつては都道府県連合会、特定組合等及び都道府県連合会にあつては政府に対し、将来に向かって、共済掛金、保険料又は再保険料について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済掛金、保険料又は再保険料に至るまでの減額を請求することができる。

第17節 共済関係の存続

- (1) 組合等との間に共済関係の存する者が、住所を移転したこと（畑作物共済資格団体にあつては、その構成員が住所を移転したこと）により加入資格者でなくなった場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前に組合等の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。
- (2) 組合等は、正当な理由がなければ、(1)の承諾を拒むことができない。

第18節 共済関係に関する権利義務の承継

- (1) 共済目的の譲受人（畑作物共済資格団体の構成員が共済目的を譲り受けた場合にあつては、当該畑作物共済資格団体。以下同じ。）は、組合等の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人（畑作物共済資格団体の構成員が共済目的を譲り渡した場合にあつては、当該畑作物共済資格団体）の有する権利義務を承継することができる。
- (2) 権利義務の承継は、その承諾の時（共済目的の譲受けの前に承諾があつた場合は、譲受けの時）からその効力を生ずる。

第19節 業務の委託

組合等は、組合員等負担共済掛金及び事務費賦課金の徴収に係る事務（督促を除く。）、損害防止のため必要な施設に係る事務、畑作物共済の加入申込書等の受理に係る事務、収穫物の生産数量、品質又は価格の調査に係る事務並びに共済金の支払に係る事務（当該共済金に係る損害の額の認定に係るものを除く。）を事業規程等で定める農業協同組合、農業協同組合連合会又は金融機関に委託することができるものとする。

第2章 引受事務

第1節 組合等の引受事務

第1 畑作物共済掛金率等一欄表の備置き

- (1) 組合等は、畑作物共済の共済掛金率、共済掛金率のうち組合員等が負担する部分の率、農林水産大臣が定める単位当たり共済金額等を記載した畑作物共済掛金率等一覧表を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。ただし、当該一欄表の内容を、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録及び保存をすれば、その作成と備置きを行わないものとすることができる。
- (2) 組合等は、類区分ごとに、毎年、申込期間が開始する日の10日前までに、(1)に掲げる事項を公告しなければならない。
- (3) 組合等は、加入資格者から請求があつたときは、いつでも、(1)の畑作物共済掛金率等一欄表の閲覧に応じなければならない。

第2 畑作台帳及び園地台帳の作成

- (1) 組合等は、事業規程等で定める申込期間の終了時まで、新たに畑作物共済への

加入が見込まれる者について、次の事項を記載した畑作台帳（様式例第10－1号及び例第10－2号）、又は茶に係る園地台帳（様式例第11号）を作成するものとする。

ア 農作物（茶、ホップ以外）

（ア）耕地の所在地（地名地番）、面積、土地条件（地勢、土質その他の特徴）及び収量等級

（イ）最近3か年に作付された農作物の種類、種類ごとの栽培面積

（ウ）さとうきびにあつては栽培方法（栽培型別及び株出しにより栽培する場合の株出しの回数）

（エ）必要に応じて見取図

イ 茶

（ア）園地の所在地（地名地番）、品種名、樹齢別栽培面積及び園地条件（地勢、土質その他の特徴）

（イ）栽培方法（防霜施設及び被覆施設の有無、その他栽培方法）

（ウ）肥培管理の状況

（エ）収穫予定時期及び収穫方法

（オ）年間摘採該当茶期

（カ）せん枝を行った年月日、せん枝の程度（浅刈り、深刈り、中刈り、台刈りの別）

（キ）共済責任期間の始期前に生じた樹体被害の状況

（ク）必要に応じて見取図

ウ ホップ

（ア）耕地の所在地（地名地番）、樹齢別栽培面積及び植栽株数、土地条件（地勢、土質その他の特徴）及び最近3か年の10アール当り収量、品種名、栽培方法及び肥培管理の状況

（イ）必要に応じて見取図

（2）組合等は、畑作台帳又は園地台帳の作成に当たっては、必要に応じ、農業協同組合その他の関係団体等の協力を得るものとする。

（3）組合等は、毎年、加入申込書又は変更届出書に基づき、（1）により作成した畑作台帳又は園地台帳を補正するものとする。補正に当たっては、必要に応じて聞取調査又は現地調査を行うものとする。

第3 作付基準の設定

（1）畑作物共済の共済目的たる農作物は、連作による病虫害の多発、地力の減退等を生じやすいので、共済事業の実施の上での道徳的危険を排除する観点から、組合等は、共済目的の種類とする農作物（そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ及びホップを除く。）について、地域の実態に適合する作付基準を事業規程等で定め

るものとする。

(2) 組合等は、(1)により作付基準を定めるに当たっては、都道府県及び都道府県連合会の指導を受け、農業関係機関等の協力を得るものとする。

(3) 組合等が定める作付基準は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

ア ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん及びてん菜

(ア) 連作をしてはならない(緑肥作物の作付け、有機質肥料の施肥等により連作による弊害が認められない場合を除く。) こととしていること。

(イ) 組合等の区域内における畑作物の望ましい作付体系及び作付割合に概ね適合していなければならないこととしていること。

イ さとうきび

同一株についての株出しの回数は、土壌の種類、地形その他の土地条件を勘案して、あらかじめ県知事が地域ごとに定める株出し回数の限度を超えてはならない(有機質肥料の施肥等により県知事が定める株出し回数を超えない当該地域のさとうきびの株出しに係る平均収量を超える収量が見込まれる場合を除く。) こととしていること。

第4 加入申込書等

1 加入申込書及び変更届出書の提出

(1) 組合等は、毎年、事業規程等で定める申込期間開始日の前日までに、加入資格者に対して加入申込書(様式例第1-1号、例第1-3号、例第1-5号及び例第1-6号)を配布するとともに、事業規程等で定める申込期間内に、畑作物共済の申込みをしようとする者に加入申込書を提出させるものとする。

(2) 自動継続特約を付した共済関係が成立している者に対しては、前年産の共済関係の内容又は当年産の作付計画を記した変更届出書(様式例第1-1号、例第1-3号、例第1-5号及び例第1-6号)を事前に配布するとともに、事業規程等で定める申込期間内に、前年からの変更事項を記入した当該変更届出書を提出させるものとする。

(3) 畑作物共済資格団体の加入申込みについては、畑作物共済資格団体としての要件を満たさない場合に、改めて個人での申込みができるよう、事業規程等で定める申込期間の終了日より前に提出予定の加入申込書を確認する期間を設けるものとする。

(4) 第1章第4節第1の(1)のアからカまでに該当する農作物又は蚕繭があるときは、当該耕地ごとに、加入申込書又は変更届出書の備考欄にその事由を記載して提出させるものとする。

2 加入申込書等提出後の異動通知

組合等は、加入申込書又は変更届出書の提出後に第1章第15節に掲げる異動があ

ったときは、遅滞なくその旨を組合等に通知するよう組合員等に対し、加入申込書又は変更届出書の提出時等に周知するものとする。

第5 その他の提出書類

1 自動継続特約申込書

組合等は、畑作物共済の申込みに際し、共済関係に自動継続特約を付す旨の申出をしようとする者に、自動継続特約申込書（様式例第2号）を提出させるものとする。

2 全相殺方式又は災害収入共済方式に加入する場合に必要な書類

(1) 組合等は、出荷団体等が発行する書類を用いて全相殺方式又は災害収入共済方式に加入しようとする申込者等に、次の書類を提出又は提示させるものとする。

ア 出荷団体等が提出又は提示する書類

出荷団体等が保管する帳簿、伝票その他必要な資料の写し

イ 申込者が提出する書類

出荷団体等がアの書類を組合等に提出又は提示することの同意を得ている旨の申告書（加入申込書又は変更届出書で申告）

(2) 組合等は、青色申告書等を用いて全相殺方式又は災害収入共済方式に加入しようとする申込者に、次の書類を提出させるものとする。

ア 個人の場合

(ア) 又は (イ) のいずれかの書類

(ア) 農産物受払帳（農産物を収穫したときに、その年月日、農産物の種類、数量などを記載し、さらに、販売、自家消費等があったときに、その取引年月日、取引先、農産物の種類、数量、金額などを記載する帳簿をいう。）及び収穫量の類区分別内訳書（様式例第3-1号）

(イ) 所得税の確定申告書（第一表）、所得税青色申告決算書（農業所得用）の損益計算書及び収入金額の内訳の写し並びに販売金額等の品目別内訳書（様式例第3-2号）

イ 法人の場合

法人税確定申告書（別表一及び別表四）及び損益計算書の写し並びに販売金額等の品目別内訳書（様式例第3-2号）

(3) 組合等は、確定申告関係書類を用いて大豆、小豆又はいんげんの全相殺方式を選択する申込者に、次の書類を提出させるものとする。

ア 個人の場合

次の (ア) から (ウ) までのすべての書類

(ア) 収支内訳書（農業所得用）の写し

(イ) 農産物の収穫に関する事項を記帳した帳簿（農産物を収穫したときに、そ

の年月日、農産物の種類、数量等を記載し、又は記録した帳簿をいう。)の
写し

(ウ) 販売金額等の品目別内訳書(様式例第3-2号)

イ 法人の場合

次の(ア)から(オ)までのすべての書類

(ア) 法人税確定申告書(別表一及び別表四)の写し

(イ) 損益計算書

(ウ) 棚卸表(本年及び前年のもの)

(エ) 農産物の収穫に関する事項を記載した帳簿(農産物を収穫したときに、その年月日、農産物の種類、数量等を記載し、又は記録した帳簿をいう。)の
写し

(オ) 販売金額等の品目別内訳書(様式例第3-2号)

3 畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無等に関する申告書

(1) 組合等は、ばれいしょ(1類、5類、9類又は10類)、大豆(1類、6類又は7類)、てん菜及びそばにあっては、畑作物の直接支払交付金の交付申請(予定するものを含む。)の有無を確認するため、申込者から、畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無等に関する申告書(様式例第1-2号)を提出させるものとする。

(2) その組合員等について交付農業者として引受けを行ったが、最終的に当該交付金が交付されなかったことを確認した場合(共済事故によって生じた損害その他の組合員等の責めに帰することができない事由により当該交付金の交付を受けることができなかった場合を除く。)には、組合等は当該組合員等を交付農業者以外の者として引受内容(単位当たり共済金額等)を変更し、免税交付農業者として引受けを行ったが、課税交付農業者として当該交付金が交付されていることを確認した場合には、組合等は当該組合員等を課税交付農業者として引受内容(単位当たり共済金額等)を変更する。引受内容(単位当たり共済金額等)を変更した際には、共済掛金の一部返還を行うとともに、共済金が支払われているときは共済金の一部の返還を求める旨を組合員等に周知するものとする。

(3) 交付農業者のうち面積払の交付を受けた者(交付農業者以外の者に適用する単位当たり共済金額と同額の金額を適用しているものは除く。)については、数量払が面積払の交付金額を超えないため交付されない損害部分に対しては、数量払の減少はないものとして共済金を算定する旨を組合員等に周知するものとする。

4 甘味資源作物交付金の交付申請の有無等に関する申告書

(1) 組合等は、さとうきびの加入時において、申込者(沖縄県の区域のうち、粟国村、伊江村、伊平屋村、多良間村、竹富町及び与那国町の区域においてさとうき

びを生産する者を除く。(2)において同じ。)に、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号。以下「価格調整法」という。)第19条第1項の対象甘味資源作物生産者となる予定の有無を確認するため、対象甘味資源作物生産者となる予定の有無等に関する申告書(様式例第1-4号)を提出させるものとする。

- (2) 組合等は、さとうきびの対象甘味資源作物生産者に適用される単位当たり共済金額を選択した組合員等に、機構から交付される対象生産者コードが記された対象甘味資源作物生産者に係る要件の審査の結果通知書の写しを提出させるものとする。ただし、対象甘味資源作物生産者となる予定の有無等に関する申告書に、対象生産者コードが記されている組合員等にあつては、この結果通知書の写しの提出を要しないものとする。

なお、組合等は、組合員等から当該結果通知書の写しの提出がない場合には、当該組合員等の機構への対象甘味資源作物生産者に係る要件の審査申請の有無等について、電磁的記録により機構に(特定組合等以外の組合等にあつては、都道府県連合会を通じて)照会するとともに、照会の結果、当該組合員等の当該審査申請が行われたことが明らかとなった場合には、改めて当該結果通知書の写しの提出を求めるものとし、当該審査申請が行われていないことが明らかでない場合には、引受変更を行うこととする。

また、対象甘味資源作物生産者として引受けを行ったが、最終的に甘味資源作物交付金が交付されないことが明らかになった場合(収穫皆無等による場合を除く。)又は甘味資源作物交付金の交付を受ける者のうち、免税事業者(消費税法(昭和63年法律第108号)第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者をいう。以下同じ。)として引受けを行ったが、課税事業者(免税事業者以外の事業者をいう。以下同じ。)として当該交付金が交付されていることが確認された場合には、組合等は引受内容(単位当たり共済金額等)を変更する。引受内容(単位当たり共済金額等)を変更した際には、共済掛金の一部返還を行うとともに、共済金が支払われているときは共済金の一部の返還を求める旨を組合員等に周知するものとする。

- 5 組合等は、「みどりの食料システム戦略」(令和3年5月12日農林水産省みどりの食料システム戦略本部決定)に掲げる環境負荷低減の取組を推進するため、「【農業経営体向け】環境負荷低減のチェックシート」(様式第3-3号)に、加入申込み又は変更届出をする年及びその前年の取組についてチェックをした上で、加入申込書又は変更届出書と併せて提出することに努めるよう申込者に依頼するものとする。ただし、農業共済事業の加入申込み又は変更届出において、同一年分の取組に係るチェックシートを既に提出している場合は、この限りではない。

第6 加入申込書等の審査

1 加入資格の審査

組合等は、次の事項の該当の有無について、加入申込書又は変更届出書（エにあっては、加入申込書又は変更届出書及び第5の2の書類）に基づき審査を行う。

ア 畑作物共済の加入資格者であること。

イ 加入申込みに係る農作物又は蚕繭が、その者が申込みできるものの全てであること。

ウ 農業共済資格団体として加入する場合は、次の要件を満たした規約を定めていること。

（ア）規約に次に掲げる事項が規定されていること。

- a 目的
- b 共済掛金の分担及び共済金の配分の方法
- c 代表者
- d 代表権の範囲
- e 団体の意思決定機関及びその決定方法

（イ）規約が次に掲げる基準を満たしていること。

- a 構成員の農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することをその目的に含んでいること。
- b 共済掛金の分担及び共済金の配分の方法が均衡を欠くものでないこと。
- c 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
- d 当該団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

エ 全相殺方式又は災害収入共済方式を選択する場合にあっては、全相殺方式資格者又は災害収入共済方式資格者であること。

2 加入耕地等の審査

（1）組合等は、加入申込書又は変更届出書が提出されたときは、市町村等関係機関の協力を得て、次によりその内容の審査を行う。

ア 耕地、園地又は桑園の地名地番の誤記、作付耕地の申告漏れ、架空申告の有無等を過去の引受実績、出荷実績等により審査する。

イ うね落とし栽培、間作、混作等の行われている耕地については、その事実の正確な記載があるかどうかを審査するとともに、その実利用面積の把握については、その地方における通常の栽培方法によるものと比較検討する。

ウ 農作物について申告された10アール当たり収穫量は、耕地又は園地ごとの生産する農作物の類区分及び品種等、畑作物収量等級、土地条件及び肥培管理等によりその適否を審査する。また、蚕繭について申告された掃立量及び見込収繭量は、飼育管理、買桑契約等によりその適否を審査する。

エ 申告面積及び受委託があった場合にはその面積を前年産引受面積等と比較し、審査する。

オ 申込者から第1章第4節第1の(1)のアからカまでに該当する旨の申出のあった農作物又は蚕繭については、その該当の有無を審査する。

(2) 組合等は、(1)による審査の結果、加入申込書又は変更届出書の内容について疑義がある場合その他不備があると思われる場合には、損害評価会の委員、損害評価員、共済連絡員等の協力を得て、聞き取り調査又は現地調査の方法により、栽培等の実態を正確に把握し、不備があるときは、その加入申込書又は変更届出書を提出した者に対し、事実を明示して加入申込書又は変更届出書の訂正を行わせるものとする。

(3) 組合等は、蚕繭において、組合員等の申告に係る蚕種の掃立量を基礎として、又は(2)の調査結果に基づき、当該組合員等に係る確定共済箱数を算出し、これを加入申込書又は変更届出書に記載するものとする。

第7 引受けの確定及び加入の承諾又は不承諾の決定通知

(1) 組合等は、第6の審査結果を踏まえて、共済責任期間の開始前までに当該申込みを承諾するかどうかを決定し、引受けを確定する。

(2) 組合等は、当該共済責任期間の開始前までに、当該申込みを承諾しない場合は、不承諾通知書(様式例第7号)により、承諾する場合は加入承諾書(様式例第6-1号、例第6-2号及び例第6-3号)によりこれを申込者に通知する。

(3) 第6の2の(2)により、加入申込書の訂正を求められた者がその訂正に応じないときは、組合等は、当該申込みの承諾を拒むものとする。

第8 畑作物共済共済掛金等払込通知書兼内容通知書の送付

組合等は、事業規程等で定める共済掛金の払込期限の前に、組合員等に対し、畑作物共済共済掛金等払込通知書兼内容通知書(様式例第8号)を送付する。

なお、共済掛金及び事務費賦課金の納入後に栽培面積の変更等により納入すべき共済掛金及び事務費賦課金の額に変更が生じたときは、改めて畑作物共済共済掛金等払込通知書兼内容通知書を送付し、速やかに、既徴収済額との差額の追加納入を求め、又は払戻しを行う。

第9 督促

組合等は、組合員等負担共済掛金を分割により組合員等が支払う場合において、組合員等が当該分割による第2回目以降の支払の払込期限が経過してもなお当該期限までに払い込むべき組合員等負担共済掛金を支払わないとき、組合員等が第1章第12節第1の(4)の増額された組合員等負担共済掛金の支払期限が経過してもなお当該期限までに払い込むべき組合員等負担共済掛金を支払わないとき又は事務費賦課金を

払込期限までに支払わないときは、督促状により期限を指定して、これを督促するものとする。

第10 延滞金

- (1) 組合等は、第9の場合には、組合員等負担共済掛金又は事務費賦課金を支払わない者から、当該組合員等負担共済掛金又は事務費賦課金の額につき年10.75パーセントの割合で、払込期限の翌日からその完納の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収するものとする。
- (2) 当該組合員等負担共済掛金又は事務費賦課金の金額が2千円未満であるときは延滞金は徴収せず、当該金額に1千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算するものとする。
- (3) (1)及び(2)により計算した金額が1千円未満であるときは延滞金は徴収せず、当該金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。
- (4) 組合等は、特別の事由があると認めるときは、(1)による延滞金を減免することができる。

第11 共済関係に関する権利義務の承継

- (1) 組合等は、第1章第18節の規定による承諾を受けようとする共済目的の譲受人に対し、譲受けの日から2週間以内に、その者の住所（譲受人が法人である場合はその事務所の所在地、譲受人が畑作物共済資格団体である場合はその代表権を有する者の住所。以下第11において同じ。）、共済目的の所在地その他共済目的の状況を明らかにする書面を添えて、承諾の申請をさせるものとする。
- (2) 組合等は、譲受人の住所が当該組合等の区域が属する都道府県の区域外にある場合には、(1)の承諾を拒むものとする。
- (3) 組合等は、当該承諾の申請があったときは、遅滞なく、承諾するかどうかを決定して譲受人に通知するものとする。
- (4) 共済目的について相続その他の包括承継があった場合には、これに準じて取扱うものとする。

第12 農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除

1 共済関係の解除の申出及び承諾

- (1) 組合等は、共済関係の成立後に農業経営収入保険に加入しようとする者から、農業経営収入保険に係る加入申請書の全国連合会への提出に併せて、「農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除申出書」（別添1参照）を当該組合等へ提出させるものとする。
- (2) 組合等は、(1)により共済関係を解除するときは、共済関係の解除の通知を、当該組合員等と全国連合会との間で農業経営収入保険の保険関係が成立し

た後に、「農業経営収入保険への移行に伴う共済関係の解除通知書兼共済掛金等返還通知書」（別添2参照）により行うものとする。

- (3) 農業経営収入保険の保険関係の成立状況の確認は、農業経営収入保険に移行する組合員等からの同意を得て、全国連合会から情報を入手して行うものとする。

2 共済掛金及び事務費賦課金の返還

組合等は、共済関係の成立後に農業経営収入保険に移行する組合員等に対し、共済関係の解除の日（個人にあっては12月31日、法人にあっては事業年度開始日の前日）の翌日以降に共済責任期間が終了するものについては、事業規程等の定めにより組合員等が支払った共済掛金の全額及び事務費賦課金の一部又は全額を返還するものとする。

第13 異動通知による引受変更

1 加入申込書等の誤り等に係る異動通知

- (1) 組合等は、第7の引受けの確定後において、加入申込書又は変更届出書の記載事項に誤り等を発見したときは、その加入申込書又は変更届出書を提出した者に対し、事実を明示して異動通知を行わせるものとする。
- (2) 組合等は、組合員等から(1)の異動通知があったときは、第6に準じて審査するものとする。

なお、ばれいしょ、大豆及びスイートコーンの用途区分の変更については、その変更が共済責任期間の前に行われた場合にあっては所定の方法により引受けの再確定を行うものとし、その変更が共済責任期間の開始後に行われた場合にあっては引受変更を認めずその状況を確認しておくものとする。

また、蚕繭については、組合等は、組合員等の掃立て（稚蚕共同飼育等の場合は配蚕）が終了したときは、組合員等から共済連絡員を通じて蚕繭の実掃立箱数等報告書（様式例第5号）等により、実掃立箱数の報告を受け、第6の2の(1)に準じてこれを審査し、さらに、蚕種取扱業者等から組合員等に対して実際に配布された蚕種（蚕児）数量等に関する資料を得るとともに、必要に応じ掃立て（配蚕）に際し組合員等ごとの現地調査を行う等により実掃立箱数を確認し、必要があればこれを修正するものとする。

2 畑作物の直接支払交付金に係る異動通知による引受変更

- (1) 組合等は、ばれいしょ、大豆、そば又はてん菜に係る畑作物の直接支払交付金の交付の有無及び免税交付農業者又は課税交付農業者のいずれであるかの確認を次のア及びイにより行い、畑作物の直接支払交付金が交付されていない対象作物（経営所得安定対策等実施要領Ⅳの第1の1の(2)の①に規定する作物をい

う。以下同じ。)のうちイの(ア)及び(イ)に掲げる事由以外の事由により交付されなかったものについては、交付農業者以外の者として単位当たり共済金額等を再確定して引受変更を行う。

あわせて、免税交付農業者として引受けを行ったが、課税交付農業者として当該交付金が交付されていることが確認された場合には、課税交付農業者として単位当たり共済金額等を再確定して引受変更を行う。

ア 組合等は、畑作物の直接支払交付金が支払われた後、(2)の当該交付金の交付状況データにより、組合員等ごとに対象作物ごとの当該交付金の交付の有無及び免税交付農業者又は課税交付農業者のいずれであるかを確認する。

イ 畑作物の直接支払交付金が交付されていない対象作物について、その理由を、当該組合員等からの聞き取り、組合等における現地評価の結果等により確認し、次に掲げる事由により交付金の交付を受けることができなかったものを確認する。

(ア) 共済事故によって生じた損害(収穫皆無、全量規格外等)

(イ) (ア)以外の組合員等の責めに帰すべき事由がないと認められるやむを得ない事由

(2) 都道府県連合会及び特定組合等は、(1)の確認を行うに当たっては、次の事項に留意の上、管内を一括して都道府県に駐在する地方参事官(地方農政局が所在する府県にあつては地方農政局長、北海道のうち駐在する農林水産省の地方参事官が担当する特定の区域以外の区域にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下「地方参事官等」という。)に畑作物の直接支払交付金の交付状況データの提供を依頼し、当該データの提供を受ける。

この場合において、都道府県連合会及び特定組合等は、アに関し地方参事官等からの当該交付金交付状況のデータ提供が遅れる等、畑作物共済の適正かつ円滑な運営に支障を来すおそれがあるとき及び地方参事官等から当該データ提供に関する相談等があったときは、速やかに経営局保険監理官にその旨を報告する。

ア 提供時期は、当該交付金の支払終了後(収穫年の翌年の5月及び6月)を基本とする。

イ 提供方法は、電子媒体を基本とする。

ウ 交付状況データは、農業者ごとに対象作物別の当該交付金の交付の有無等が確認できるもの(氏名、住所、交付申請者管理コード、対象作物、交付金額、免税交付農業者又は課税交付農業者のいずれであるか等)を基本とする。

(3) 組合等は、ばれいしょ(1類、5類、9類又は10類)、大豆(1類、6類又は7類)、てん菜及びそばについて、(1)及び(2)により、畑作物の直接支払交付金の交付の有無及び免税交付農業者又は課税交付農業者のいずれである

かの確認等を行い、交付農業者として加入していた者について、交付農業者以外の者であることが発覚したとき又は免税交付農業者として引受けを行ったが、課税交付農業者として当該交付金が交付されていることが判明したときは、次のとおり当該組合員等に対して異動通知を行わせるとともに、単位当たり共済金額を変更するものとする。

ア 交付農業者以外の者として引受変更を行う際の単位当たり共済金額は、農林水産大臣が定める単位当たり共済金額で定めている交付農業者以外の者が選択できる単位当たり共済金額（以下「交付農業者以外の共済金額」という。）のうち、当該農林水産大臣が定める単位当たり共済金額で定めている交付農業者が選択できる単位当たり共済金額のうちから選択されている金額（以下「交付農業者選択金額」という。）の直近下位の金額（交付農業者以外の共済金額のうち交付農業者選択金額と同額がある場合には当該金額）とする。

イ 課税交付農業者として引受変更を行う際の単位当たり共済金額は、農林水産大臣が定める単位当たり共済金額であって課税交付農業者が選択できるもののうち、交付農業者選択金額の順位と同じ順位の金額とする。ただし、当該変更により、面積払の交付を受ける者が、数量払の補償について受けられない（数量払の補償額 \leq 面積払の補償額）こととなった場合には、交付農業者以外の共済金額のうちの第1位の金額とする（交付農業者選択金額が交付農業者以外の共済金額と同額の場合は変更を要さない。）。

3 甘味資源作物交付金に係る引受変更

組合等は、さとうきびについて、第5の4の（2）に基づき提出された要件審査の結果通知書の写しを基に、対象甘味資源作物生産者の一覧表（以下「さとうきび加入者一覧表」という。）を作成し、機構による価格調整法第19条第1項の甘味資源作物交付金の交付決定が行われた後に、さとうきび加入者一覧表を用いて甘味資源作物交付金の交付の有無及び免税事業者又は課税事業者のいずれであるかについて、特定組合等以外の組合等については都道府県連合会を通じて電磁的記録により機構に照会するとともに、照会の結果、当該組合員等について、甘味資源作物交付金が交付されないことが明らかになった場合（収穫皆無等による場合を除く。）又は免税事業者として引受けを行ったが、課税事業者として当該交付金が交付されていることが判明した場合には、2の（3）に準じて引受変更を行う。

第14 引受通知書の作成及び提出

1 引受通知書

（1）特定組合等以外の組合等は、都道府県連合会の定める期日までに、引受内容を

引受通知書として取りまとめ、都道府県連合会に提出しなければならない（様式第12-1号、第12-4号、及び第12-5号）。

- (2) 特定組合等は、事業規程で定める当該共済目的の種類に係る最後の共済掛金払込期限の1か月後までに、引受内容を引受通知書として畑作物政府保険区分ごと及び共済目的の種類ごとに取りまとめ、農林水産大臣に提出するとともに、一の都道府県の区域をその区域とする特定組合にあってはその写しを都道府県知事に送付しなければならない（様式第14-1号）。

2 引受通知書の変更

組合等は、既に提出した引受通知書の記載事項に変更を生じたときは、月ごとに取りまとめて改めて引受通知書を作成し、変更事由をその通知書の「摘要」欄に付記して、翌月の15日までに都道府県連合会（特定組合等にあっては、農林水産大臣）に提出しなければならない。

ただし、第13の2による引受変更を行う場合には、当該引受通知書等を収穫年の翌年の7月15日（特定組合等にあっては、収穫年の翌年の7月末日）までに都道府県連合会（特定組合等にあっては、農林水産大臣）に提出しなければならない。

第2節 都道府県連合会の引受事務

第1 組合等ごとの引受けの確定

1 引受通知書の提出

都道府県連合会は、第1節第14の1による会員たる組合等からの引受通知書の提出期日をあらかじめ定め、当該組合等に対してこの期日までに引受通知書を提出させるものとする。

2 引受けの確定

- (1) 都道府県連合会は、会員たる組合等から提出された引受通知書に基づいて、その内容を審査検討の上、当該組合等ごとの引受けの確定をするものとする。この場合において、引受戸数、引受面積、引受収量、基準収穫量及び基準生産金額等が前年産の引受実績に比べ著しい増減があつてその理由が明確でないものその他その内容に疑義があるものについては、当該組合等に照会し、場合によっては実態調査を行わせることにより、不備があるものについては訂正させるものとする。
- (2) 都道府県連合会は、(1)による引受けの確定をするに当たって、現地において実態を調査する必要があると認めるときは、都道府県知事に連絡の上、場合によっては協力を要請して、当該組合等の引受事務の処理状況を調査し、適正引受けにつき指導するものとする。

第2 保険関係成立時の書面交付

(1) 都道府県連合会は、畑作物共済に係る保険関係が成立した場合であって、会員たる組合等が次に掲げる事項を記載した書面の交付を求めたときは、遅滞なく、当該組合等に対し、当該書面を交付しなければならない。

ア 都道府県連合会の名称

イ 会員たる組合等の名称

ウ 保険事故

エ 保険責任期間の始期及び終期

オ 保険金額

カ 保険目的を特定するために必要な事項

キ 保険料及び事務費賦課金並びにその支払の方法

ク 次に掲げる通知すべき事項

(ア) 共済事故が発生したこと。

(イ) 引受通知書により通知した事項に変更を生じたこと。

(ウ) 保険金の支払を受けるべき損害があると認めたこと。

(エ) 収穫期又は収繭期において畑作物共済掛金区分（規則第147条の共済掛金区分をいう。）ごとの損害が確定するに至ったこと。

(オ) 当該事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、当該会計年度。以下同じ。）の前事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、前会計年度。以下同じ。）において、畑作物共済について法第126条後段の費用及び法第127条の施設をするのに必要な費用として支払った金額に、当該事業年度の前事業年度の総保険金額の総共済金額に対する割合を乗じて得た金額

ケ 保険関係の成立年月日

コ 書面を作成した年月日

(2) (1) の書面には、都道府県連合会会長理事が署名し、又は記名押印しなければならない。

第3 保険料等の徴収方法

保険料及び事務費賦課金を会員たる組合等から徴収するときは、都道府県連合会は当該組合等に対し、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもって告知するものとする。

なお、保険料等の納入後に栽培面積の変更等により納入すべき保険料等の額に変更が生じたときは、改めて払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもって告知し、速やかに、既徴収済額との差額の追加納入を求め、又は払戻しを行う。

第4 督促

都道府県連合会は、会員たる組合等が払込期限までに保険料又は事務費賦課金を支払わないときは、督促状により、期限を指定して、これを督促するものとする。

第5 延滞金

- (1) 都道府県連合会は、保険料（共済掛金が分割して会員たる組合等に払い込まれる場合にあつては、その払込みがあるごとに、保険料に分割払込額の共済掛金に対する割合を乗じて得た金額とする。以下同じ。）又は事務費賦課金を支払わない組合等から、当該保険料又は事務費賦課金の額につき年10.75パーセントの割合で、払込期限の翌日からその完納の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収するものとする。
- (2) 滞納に係る保険料又は事務費賦課金の金額が2千円未満であるときは延滞金は徴収せず、当該金額に1千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算するものとする。
- (3) (1)及び(2)により計算した金額が1千円未満であるときは延滞金は徴収せず、当該金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (4) 都道府県連合会は、特別の事由があると認めるときは、(1)による延滞金を減免することができる。

第6 組合等ごとの引受けの再確定

都道府県連合会は、第1の2により、会員たる組合等ごとの引受けの確定をした後において、組合等から第1節第14の2により変更された引受通知書が提出された場合には、第1の2に準じて組合等ごとの引受けの再確定をするものとする。

第7 再保険引受通知書の作成及び提出

- (1) 都道府県連合会は、会員たる組合等ごとの引受内容を再保険引受通知書として、畑作物再保険区分ごと及び共済目的の種類ごとに取りまとめ、当該組合等の引受通知書の写しを添付して、会員たる組合等の事業規程等で定める当該共済目的の種類に係る最後の共済掛金払込期限の1か月後までに、農林水産大臣に提出しなければならない（様式第16-1号）。
- (2) 都道府県連合会は、組合等から第1節第14の2により変更された引受通知書が提出されたときは、遅滞なく(1)の様式により、改めて再保険引受通知書を作成し、その変更に係る組合等の引受通知書の写し、変更に係る組合等ごとにその理由を明記した書面を添付して速やかに農林水産大臣に提出しなければならない。
ただし、第1節第13の2の(3)による引受変更を行う場合には、当該再保険引

受通知書等を収穫年の翌年の7月末日までに、農林水産大臣に提出しなければならない。

- (3) 都道府県連合会は、(1)及び(2)により再保険引受通知書を農林水産大臣に提出するときは、同時にその写しを都道府県知事に送付することとする。

附 則 (令和7年2月13日付け6経営第2421号)

この通知は、令和7年2月13日から施行する。

別表 1

春蚕繭、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭の区分

都府県	春 蚕 繭	初 秋 蚕 繭		晩 秋 蚕 繭
	下記の期日以前の 掃立てに係るもの をいう。	下記の期間内の掃立てに係るもの をいう。		下記の期日以降の 掃立てに係るもの をいう。
	月 日以前	月 日	月 日まで	月 日以降
岩手	6・10	6・11	8・15	8・16
宮城	6・15	6・16	8・15	8・16
山形	6・20	6・21	7・31	8・1
福島	6・15	6・16	8・14	8・15
栃木	6・10	6・11	8・10	8・11
群馬	6・14	6・15	8・10	8・11
埼玉	5・31	6・1	8・3	8・4
千葉	5・20	5・21	8・10	8・11
長野	6・30	7・1	8・12	8・13
岐阜	6・15	6・16	8・5	8・6
愛媛	5・31	6・1	8・10	8・11
熊本	5・31	6・1	8・19	8・20

別表 2

前期に係る春蚕繭、後期に係る春蚕繭、夏蚕期に係る初秋蚕繭、初秋蚕期に係る初秋蚕繭、晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭及び晩晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭の区分

府県	前期に係る春蚕繭	後期に係る春蚕繭		夏蚕期に係る初秋蚕繭		初秋蚕期に係る初秋蚕繭		晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭		晩晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭
	下記の期日以前の掃立てに係るものをいう。	下記の期間内の掃立てに係るものをいう。		下記の期間内の掃立てに係るものをいう。		下記の期間内の掃立てに係るものをいう。		下記の期間内の掃立てに係るものをいう。		下記の期日以降の掃立てに係るものをいう。
	月 日以前	月 日	月 日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月 日以降
岩手				6・11	7・10	7・11	8・15	8・16	8・31	9・1
宮城				6・16	7・15	7・16	8・15	8・16	9・2	9・3
山形								8・1	8・31	9・1
福島				6・16	7・14	7・15	8・14	8・15	8・31	9・1
栃木	5・24	5・25	6・10	6・11	7・13	7・14	8・10	8・11	8・31	9・1
群馬	5・15	5・16	6・14	6・15	7・10	7・11	8・10	8・11	9・2	9・3
埼玉				6・1	7・10	7・11	8・3	8・4	8・31	9・1
千葉				5・21	7・5	7・6	8・10	8・11	9・5	9・6
長野	5・31	6・1	6・30	7・1	7・31	8・1	8・12	8・13	8・31	9・1
岐阜	5・15	5・16	6・15	6・16	7・5	7・6	8・5	8・6	8・31	9・1
愛媛	5・15	5・16	5・31	6・1	7・10	7・11	8・10	8・11	9・10	9・11